

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 条 例 ——

- 職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (人事課) 5
- 職員の退職手当に関する条例の一部改正 (人事課) 6

### —— 規 則 ——

- 亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部改正 (自治防災課) 7
- 亀岡市主要事務事業進行管理規則の一部改正 (企画調整課) 8
- 亀岡市保育の利用に関する規則及び亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部改正 (保育課) 9
- 亀岡市災害対策本部条例施行規則の一部改正 (自治防災課) 11

### —— 告 示 ——

- 亀岡市高齢者生きがい活動支援通所事業実施要綱の一部改正 (高齢福祉課) 14
- 亀岡市生活支援体制整備事業実施要綱 (高齢福祉課) 14
- 亀岡市介護予防教室実施要綱の廃止 (高齢福祉課) 16
- 亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱 (高齢福祉課) 16

- 亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱 (環境政策課) 20
- 亀岡市生涯学習施設整備事業補助金交付要綱の一部改正 (自治防災課) 26
- 亀岡市交通安全施設整備事業補助金交付要綱の一部改正 (土木管理課) 26
- 亀岡市公衆街路灯助成金交付要綱の一部改正 (土木管理課) 28
- 亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付要綱 (ふるさと創生課) 28
- 亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付要綱 (ふるさと創生課) 44
- 亀岡市薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金交付要綱 (農林振興課) 51
- 亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱の一部改正 (ものづくり産業課) 58
- 亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱の一部改正 (ものづくり産業課) 58
- 亀岡市シャチホコ広場にぎわいイベント支援補助金交付要綱 (観光戦略課) 58
- 亀岡市準市道認定基準要綱 (土木管理課) 64
- 亀岡市道路整備事業補助金交付要綱の一部改正 (土木管理課) 67
- 亀岡市臨時福祉給付金(経済対策分)支給事業実施要綱の一部改正 (地域福祉課) 69

○亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱及び平成28年度亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の廃止 (地域福祉課)	69	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	99
○指定緊急避難場所の指定 (自治防災課)	70	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	99
○指定避難所の指定 (自治防災課)	73	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	99
○指定代理納付者の指定 (ふるさと創生課)	75	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	100
○収納事務の委託 (ふるさと創生課)	75	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	100
○指定代理納付者の指定 (ふるさと創生課)	75	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	100
○収納事務の委託 (ふるさと創生課)	76	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	100
○平成29年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画 (環境クリーン推進課)	77	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	101
○粗大ごみ及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務の委託 (環境クリーン推進課)	85	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	101
○固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全ての登録 (税務課)	89	○公示送達 (保険医療課)	102
○使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託 (市民課)	89	○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	103
○物品売払代金の徴収事務の委託 (農林振興課)	90	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	103
○市道路線の認定に関する告示 (土木管理課)	91	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	103
○市道路線の区域に関する告示 (土木管理課)	92	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	104
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課)	92	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	104
○徴収事務の委託 (環境政策課)	93	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	104
○亀岡市高齢者自立生活支援事業実施要綱の一部改正 (高齢福祉課)	94	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	104
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	98	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	105
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	98	○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	105
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	98		

○南丹都市計画用途地域の変更による都市計画の図書の縦覧 (都市計画課)	106	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	113
○南丹都市計画防火地域及び準防火地域の変更による都市計画の図書の縦覧 (都市計画課)	106	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	113
○南丹都市計画地区計画の決定による都市計画の図書の縦覧 (都市計画課)	106	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	113
○南丹都市計画道路の変更による都市計画の図書の縦覧 (都市計画課)	107	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	114
○南丹都市計画公園の変更による都市計画の図書の縦覧 (都市計画課)	107	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	114
○亀岡市景観計画の一部変更による図書の縦覧 (都市計画課)	108	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	114
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	108	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	115
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	109	○物品売払代金の徴収事務の委託 (農林振興課)	116
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	109	<b>訓 令</b>	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	109	○亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱の一部改正 (契約検査課)	117
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	110	<b>公 告</b>	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	110	○市の魚、市の石の制定 (秘書広報課)	117
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	110	○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課)	117
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	110	○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課)	118
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	111	○南丹都市計画道路事業の事業計画変更 図書の写しの縦覧 (都市計画課)	118
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	111	○南丹都市計画事業亀岡駅北土地区画整理事業の事業計画 (変更) の縦覧 (都市計画課)	118
○住民基本台帳からの職権消除 (市民課)	111	<b>任免及び辞令</b>	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	112	<b>監査委員欄</b>	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	112	<b>公 表</b>	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	112	○平成29年度随時監査	121

<b>教育委員会欄</b>			
—— 告 示 ——			
○亀岡市指定文化財の指定	122	○亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正	139
—— 任免及び辞令 ——			
<b>選挙管理委員会欄</b>			
—— 告 示 ——			
○亀岡市昭和池土地改良区総代選挙の期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数	126	○料金徴収事務等の委託	147
○亀岡市昭和池土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人の住所及び氏名	127	○料金収納事務の委託	147
○亀岡市昭和池土地改良区総代選挙における選挙長の執務場所	127	○亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示	147
○亀岡市昭和池土地改良区総代選挙の投票用紙の様式	128	○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示	148
○亀岡市昭和池土地改良区総代選挙における当選人の住所及び氏名	129	○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示	148
○亀岡市昭和池土地改良区総代選挙において当選証書を付与した者の住所及び氏名	129	○亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示	149
<b>公平委員会欄</b>			
—— 規 則 ——			
○管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	130		
<b>上下水道部欄</b>			
—— 規 程 ——			
○亀岡市上下水道部処務規程等の一部改正	131		
○亀岡市水道料金センター設置規程の一部改正	136		
○亀岡市上下水道部徴収事務等委託規程の一部改正	137		
		—— 告 示 ——	
		<b>市立病院欄</b>	
		○指定代理納付者の指定	149

## 公布された条例のあらまし

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 国家公務員の育児休業等に関する規定の一部改正に準じて、職員の育児休業等の取得要件について規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行した。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、平成29年4月1日から施行した。

## 条 例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第16号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年亀岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

「揭示済」

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第17号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和30年亀岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として別に定める者のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として別に定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第11項第5号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第10条第10項の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であって職員の退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条

第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。

- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項（第5号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第10条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

「揭示済」

## 規 則

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第14号

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年亀岡市規則第72号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「104,950円」を「105,130円」に、「57,030円」を「57,110円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,480円」を「52,570円」に、「28,520円」を「28,560円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で

定める金額を定める規則の規定は、平成29年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

「揭示済」

---

亀岡市主要事務事業進行管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第15号

亀岡市主要事務事業進行管理規則  
の一部を改正する規則

亀岡市主要事務事業進行管理規則（昭和54年亀岡市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「1箇月ごとに区分した年度間の」を削る。

第6条第1項中「毎月の」を削り、「主要事務事業執行状況報告書を」の次に「執行時期の」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」



亀岡市保育の利用に関する規則及び亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第16号

亀岡市保育の利用に関する規則及び亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(亀岡市保育の利用に関する規則の一部改正)

第1条 亀岡市保育の利用に関する規則(平成26年亀岡市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「保育所入所不承諾通知書」を「保育所入所保留通知書」に改める。

(亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則(平成27年亀岡市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「という。)」の次に「及び子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)」を加える。

別表備考第3項中

「

C1(均等割のみ)	保育料徴収基準表×1/2
-----------	--------------

」

を

「

C1(均等割のみ)	3,000円
-----------	--------

」

に、

「

C1からC8の一部 (市町村民税所得割 合算額が77,100円未 満)	保育料徴収基準表×1/2
--	--------------

」

を

「

C1からC8の一部 (市町村民税所得割 合算額が77,101円未 満)	保育料徴収基準表×1/2 ただし、2号給付は、当該 2分の1に相当する額が 6,000円を超える場合は、 6,000円、3号給付は、当 該2分の1に相当する額が 9,000円を超える場合は、 9,000円とする。
--	---

」

に改め、同項ただし書を削る。

別表備考第4項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

別表備考第6項を次のように改める。

6 前2項の規定にかかわらず、世帯の市町村民税所得割合計額が、教育認定子どもについて77,101円未満、保育認定子どもについて57,700円未満であり、当該特定被監護者等（政令第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合は次のとおりとする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子どもについては、この表に掲げる保育料の1/2を適用する。ただし、B階層に属する場合にあっては、保育料は、無料とする。

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外のものが1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子どもについては、保育料は、無料とする。

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ウ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則による改正後の亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の規定は、平成29年度分の保育料について適用し、平成28年度分までの保育料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第17号

亀岡市災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市災害対策本部条例施行規則（昭和48年亀岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

部	班	事務分掌
管理部	調整班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策本部の設置及び閉鎖に関する事。</li> <li>2 命令及び決定事項の伝達に関する事。</li> <li>3 各部各班との連絡及び総合調整に関する事。</li> <li>4 自衛隊その他関係機関に対する連絡及び要請に関する事。</li> <li>5 気象、災害、被害状況その他情報の収集及び連絡に関する事。</li> <li>6 広報及び災害記録に関する事。</li> <li>7 渉外に関する事。</li> <li>8 避難所の設置運営に関する事。</li> </ol>
	消防班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防団及び水防団に関する事。</li> <li>2 消防団及び水防団資機材の点検、整備及び確保に関する事。</li> <li>3 京都中部広域消防組合との連絡調整に関する事。</li> </ol>
	動員班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策本部要員の動員に関する事。</li> <li>2 対策本部要員の給与及び健康管理に関する事。</li> <li>3 対策本部要員の給食及び給水に関する事。</li> <li>4 応援及び受援の連絡調整に関する事。</li> </ol>
	調達班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急資材及び応急物資の調達に関する事。</li> <li>2 庁用応急物資の調達管理に関する事。</li> <li>3 市有財産の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>4 調達について関係各部各班との連絡調整に関する事。</li> <li>5 公用自動車の配車及び運行に関する事。</li> <li>6 災害関係出納に関する事。</li> </ol>
調査部	調査企画班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況の取りまとめ並びに被害状況資料の収集及び作成に関する事。</li> <li>2 各部調査関係班との連絡調整に関する事。</li> <li>3 罹災証明書の発行に関する事。</li> <li>4 被災者生活再建支援に関する事。</li> <li>5 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関する事。</li> </ol>
	調査班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現地被害認定調査（人畜、家屋）に関する事。</li> </ol>
	財政班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害経費の取りまとめ及び予算編成に関する事。</li> </ol>

土木部	都市計画班	1 宅地造成地等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 被災宅地応急危険度判定の実施に関すること。
	都市整備班	1 公園等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。
	政策交通班	1 公共交通機関等の被害状況調査及び連絡調整に関すること。
	桂川・道路整備班	1 国・府等が管理する道路、橋梁、河川等の被害状況調査に関すること。 2 急傾斜地の被害状況調査に関すること。 3 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。
	土木管理班	1 道路、橋梁、河川等の整備点検に関すること。 2 道路、橋梁、河川等の被害状況調査及び道路、橋梁の通行可否の調査に関すること。 3 道路、橋梁、河川等の応急復旧に関すること。 4 建設関係業者との連絡に関すること。
	建築住宅班	1 市有建造物（建設中のものを含む。）の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 市営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 被災住宅の応急修理対策及び指導に関すること。 4 被災建築物応急危険度判定の実施に関すること。
上下水道部	水道班	1 飲料水の供給に関すること。 2 飲料水の消毒に関すること。 3 水道施設の被害状況調査に関すること。 4 水道施設の整備点検に関すること。 5 水道施設の応急復旧に関すること。 6 部内の各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。
	下水道班	1 下水道施設の被害状況調査に関すること。 2 下水道施設の整備点検に関すること。 3 下水道施設の応急復旧に関すること。
病院部	総務班	1 市立病院救護班の編成及び出勤に関すること。 2 市立病院救護班の移動及び輸送に関すること。 3 後方医療体制の確保に関すること。 4 医療用資材の確保に関すること。 5 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。
	医事班	1 医療及び救護に関すること。 2 救護所の設置及び管理運営に関すること。 3 地域災害医療センター及び医療機関との連携に関すること。

救助部	救助第1班	1 災害救助法（昭和22年法律第108号）の運用に関すること。 2 救助に必要な情報収集及び救助実施状況調査に関すること。 3 救助物資等調達の連絡に関すること。 4 慰問品、義援金の受入れに関すること。 5 日本赤十字社京都府支部との連絡調整に関すること。 6 災害ボランティアに関すること。 7 福祉施設関係の被害状況調査及び応急処置に関すること。 8 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 9 福祉避難所及び福祉避難センターの設置・運営に関すること。 10 その他、他部の所管に属さない救助に関すること。 11 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。
	救助第2班	1 被災者に対する救援物資配分に関すること。 2 被災者に対する炊き出しに関すること。
	衛生班	1 災害医療情報の収集・把握に関すること。 2 応急救護所の開設及び救護班の編成並びに出勤に関すること。 3 患者の収容及び救護に関すること。 4 医療関係機関との連絡調整に関すること。 5 医薬品・医療用資材の確保及び供給要請に関すること。 6 後方医療体制の要請に関すること。 7 感染症予防に関すること。 8 汚物の処理に関すること。
環境部	清掃班	1 廃棄物の処理及びその指導監督に関すること。 2 関係各部各班との連絡調整に関すること。
経済部	農林班	1 農業関係被害状況調査に関すること。 2 農作物及び農機具等の応急処置指導並びに薬品の確保に関すること。 3 家畜の退避及び防疫指導並びに飼料及び医薬品の確保に関すること。 4 林道森林の被害状況調査に関すること。 5 林道の復旧指導に関すること。 6 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。
	農地班	1 農地、農業用施設等の被害状況調査及び応急復旧指導に関すること。 2 農業施設の整備点検及び管理指導に関すること。
	商工班	1 商工関係被害状況の調査に関すること。 2 被災者に対する応急措置に関すること。 3 被災者の応急復旧資材の確保及び生活必需品の供給対策に関すること。 4 商工関係機関に対する連絡及び要請に関すること。

教育部	教育総務班	1 学校施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 教育部が行う応急救助に必要な調査、報告及び資料の収集に関すること。 3 教育関係機関との連絡調整に関すること。 4 児童及び生徒の救護に関すること。 5 学用品、教科書の調達及び配分に関すること。 6 学校給食及び炊き出しの実施に関すること。 7 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。
	社会教育班	1 社会教育施設及び文化財の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 社会教育団体との協力及び活動の連絡調整に関すること。
議会部	議会班	1 議員に対する連絡及び応援に関すること。 2 被災地の慰問に関すること。 3 関係各部各班との連絡調整に関すること。

別表第3中

「

保津川遊船企業組合	り災者の避難、救助並びに物資及び応急復旧資材等の陸上輸送
京阪京都交通株式会社	り災者の避難、救助並びに物資及び応急復旧資材等の陸上輸送
日本通運株式会社亀岡営業所	

」

を

「

保津川遊船企業組合	被災者の避難、救助並びに物資及び応急復旧資材等の輸送
京阪京都交通株式会社	被災者の避難、救助並びに物資及び応急復旧資材等の陸上輸送
日本通運株式会社亀岡営業所	

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

# 告示

亀岡市告示第54号

亀岡市高齢者生きがい活動支援通所事業実施要綱（平成18年亀岡市告示第52号）の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

題名を次のように改める。

亀岡市高齢者介護予防拠点活動支援事業実施要綱

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護予防の普及啓発に資する運動、栄養及び口腔等に係る介護予防教室等を行うことにより、要介護状態又は要支援状態への進行を防止し、健康の保持と福祉の増進を図るため、介護予防拠点活動支援事業（以下「事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項中「自宅に閉じこもりがちな」を削る。

第4条中「生きがい活動支援通所事業」を「介護予防拠点活動支援事業」に改める。

第5条第2項中「1週間」を「おおむね1週間」に改める。

第6条及び第7条中「生きがい活動支援通所事業」を「介護予防拠点活動支援事業」に改める。

第8条を次のように改める。

（利用者負担）

第8条 実施機関は、事業を実施したときは、利用者に対して費用の一部及び材料費等の実

費相当分の負担を求めることができる。

別記第1号様式中「生きがい活動支援通所事業」を「介護予防拠点活動支援事業」に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「生きがい活動支援通所事業」を「介護予防拠点活動支援事業」に改める。

別記第4号様式中「生きがい活動支援通所事業」を「介護予防拠点活動支援事業」に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記第5号様式中「生きがい活動支援通所事業」を「介護予防拠点活動支援事業」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第55号

亀岡市生活支援体制整備事業実施要綱を次のように定める。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市生活支援体制整備事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号に規定する事業を実施することにより、生活支援・介護予防サービスの充実を図るとと

もに地域における支え合いの体制づくりを推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 亀岡市（以下「市」という。）は、地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するため、生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を地域の実情に応じて配置する。ただし、次条に掲げる業務及び取組（以下「コーディネート業務」という。）の全部又は一部について、市が適当と認める者に委託することができる。

(実施内容)

第3条 コーディネーターは、次の各号に掲げるコーディネート業務を担当する。

- (1) 地域の高齢者支援ニーズ及び地域資源の把握、問題提起
- (2) 生活支援・介護予防サービスの資源開発（サービスの創出）
- (3) 関係者間のネットワーク化・連携・協働の体制づくり、働きかけ
- (4) 多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組の推進
- (5) 支援やサービスの担い手となるボランティア等の養成
- (6) 地域ニーズとサービスのマッチング

2 コーディネーターは、地域における助け合い及び生活支援サービスの提供実績のある者又は支援を行う団体等に所属する者であって、地域でのコーディネート業務を適切に行うことができ、個人や所属する団体等の利益によることなく、地域の公益的活動の視点及び公平中立な視点を有する者とする。

3 コーディネーターのうち、市全域において活動する者を「第1層コーディネーター」、市が定める各日常生活圏域において活動する者を「第2層コーディネーター」とする。

(協議体)

第4条 前条に規定するコーディネート業務を

行うにあたり、次の各号に掲げる事項を所掌する「協議体」を設置し、コーディネーターが中心となってその運営を行う。ただし、コーディネーターを配置する前の地域については、市が協議体を運営し、又はその運営を市が適当と認めるものに委託することができる。

- (1) コーディネーターの組織的な補完に関すること。
- (2) 地域ニーズの把握に関すること。
- (3) 情報の可視化の推進に関すること。
- (4) 企画、立案及び方針の協議に関すること。
- (5) 地域づくりにおける意識の統一に関すること。
- (6) 資源開発に関すること。
- (7) 多様な関係主体間の情報交換等に関すること。

(守秘義務)

第5条 コーディネーター及び協議体の会議に出席した関係者等は、この事業を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、決して他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第56号

亀岡市介護予防教室実施要綱（平成21年亀岡市告示第29号）は、廃止する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第57号

亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱を次のように定める。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、法、施行規則、介護予防・日常生活支援総合事業

の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年亀岡市告示第32号）において使用する用語の例による。

（指定の申請等）

第3条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 指定事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

（指定の拒否）

第4条 市長は、指定事業者の指定を行うことにより、亀岡市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、指定を行わないことができる。

（指定の有効期間）

第5条 法第115条の45の6第1項及び施行規則第140条の63の7に規定する市が定める期間は、6年とする。

（変更の届出等）

第6条 指定の申請事項の変更の届出にあつては、亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書（別記第2号様式）により、事業の廃止、休止又は再開の届出にあつては、亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止・再開届出書（別記第3号様式）により、それぞれ行うものとする。

（指定の更新の届出）

第7条 法第115条の45の6第1項の規定



による指定の更新に係る申請は、亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者更新申請書（別記第4号様式）により行うものとする。

（事業者情報の提供）

第8条 市長は、指定事業者の指定又は第6条及び前条の規定による変更の届出等若しくは更新の届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、京都府、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定（更新又は変更を含む。）、廃止、休止、又は再開の年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他市長が必要と認める事項

（その他）

第9条 この要綱に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記第1号様式(第3条関係)

亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書

(宛先) 亀岡市長

申請者 所在地 年月日  
申請者名 申請者 所在地 年月日  
代表者氏名 代表者氏名 代表者氏名

介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号
フリガナ 名称 (郵便番号)
主たる事務所の所在地 (ビルの名称等)
連絡先 電話番号 FAX番号
法人の種類 法人所轄庁
代表者の職名・氏名 生年月日
代表者の住所 (郵便番号)
フリガナ 名称
事業所等の名称
事業所等の所在地 (郵便番号) FAX番号
同一所在地において行う事業の種類 指定申請をする既に指定を受けている事業の種類
訪問介護 実施事業 様式
介護予防訪問介護 付表1
介護予防通所介護
介護予防通所介護相当サービス 付表6
介護保険事業所番号
指定を受けている他市町村名
医療機関コード等

備考
1 「受付番号」欄及び「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
2 「法人の種類」欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社、有限会社等の別を記入してください。
3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
4 「実施事業」欄は、今回申請するものと既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
5 「指定申請をする事業の種類」欄は、申請する事業の種類を記載してください。
6 「既に指定を受けている事業の種類」欄は、既に指定を受けている事業の種類を記載してください。
7 保険医療機関、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等を有する場合には、適正なコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適正なコードを補正して、その全てを記載してください。

第2号様式(第6条関係)

亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書

(宛先) 亀岡市長

申請者 所在地 年月日  
申請者 所在地 年月日  
代表者氏名 代表者氏名 代表者氏名

介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の変更を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

介護保険事業所番号
名称
所在地
指定内容を変更した事業所(施設)
サードピスの種類
変更があった事項
変更の内容
1 事業所・施設の名称 (変更前)
2 事業所・施設の所在地
3 申請者の名称
4 主たる事務所の所在地
5 代表者の氏名、住所及び職名
6 定款・審判行為及びその登録事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限る。)
7 事業所・施設の建物の構造、専用区画等 (変更後)
8 事業所・施設の管理者の氏名及び住所
9 運営規程
10 サードピス費の請求に関する事項
11 役員の名簿及び住所
12 その他

備考
1 該当項目番号に○で囲んでください。
2 変更内容が分かる書類を添付してください。

第3号様式(第6条関係)

亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止・再開届出書

(宛先) 亀岡市長

所在地 申請者名 代表者氏名

年 月 日

次のとおり事業の廃止(休止・再開)をしますので届け出ます。

Table with 4 columns: 介護保険事業所番号, 名称, 所在地, 廃止・休止・再開. Includes rows for business status changes and reasons for closure.

備考 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

第4号様式(第7条関係)

亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者更新申請書

(宛先) 亀岡市長

所在地 申請者名 代表者氏名

年 月 日

受付番号

介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

Application form grid with fields for applicant name, address, phone numbers, and business details.

備考

- 1 「受付番号」欄及び「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
2 「法人の種類」欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、一般財団法人、株式会社、有限会社等の名称を記入してください。
3 「法、所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
4 「特定事業」欄は、今回更新申請するものに該当する欄に「○」を記入してください。
5 「保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーション」として既に医療機関コード等が付番されている場合は、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を修正して、そのすべてを記載してください。

「揭示済」

亀岡市告示第58号

亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、亀岡市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、温室効果ガス排出量削減を目的として、環境への負荷が少ない自然エネルギーの利用を促進するため、新たに太陽光発電システム及び蓄電設備を同時設置する者に対し、予算の範囲内において、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 建築物の総床面積の2分の1以上が居住の用に供されている戸建の家屋であって、個人が所有するものをいう。
- (2) 太陽光発電システム 次に掲げる要件の全てに適合したものをいう。

- ア 住宅の屋根等への設置に適したもの
- イ 当該システムから発電した電力のうち、当該住宅の使用量を上回る余剰電力が生じた場合に、これを商用電力として供給するため、電力会社の低圧配電線と逆流有りて系統連結しているもの

ウ 未使用品であるもの

エ 太陽電池の最大出力（太陽光発電を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又はIEC等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。））の合計値（単位はkWで表示するものとし、小数点以下2桁未満の値があるときは、これを四捨五入する。以下同じ。）が10kW未満であるもの

オ 当該システムを構成する太陽電池モジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所等の中立で公正な第三者機関による認証を受け、製品の性能及び安全性に対して高い信頼が実証されたもの

(3) 蓄電設備 次に掲げる要件の全てに適合したものをいう。

ア 太陽光発電システムと常時接続しており、同システムが発電する電力を充放電できる蓄電池及び電力変換装置で構成される一体の装置であり、住居部分に電力を供給するために設置されるもの

イ 日本工業規格若しくは一般社団法人電池工業会規格に適合しているもの又は中立で公正な第三者機関による認証を受けたもの

ウ 蓄電容量が1kWh以上であるもの

エ 未使用品であるもの

オ その他設置に関して法令等に適合しているもの

(補助対象)

第3条 亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 亀岡市内に住所を有している者
- (2) 自ら居住している亀岡市内の住宅に電力を供給する目的で、太陽光発電システムと

- 同時に蓄電設備を設置している者
- (3) 電力会社と電力受給契約を締結している者
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 同一の住宅において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者  
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に規定する額を合計した額とする。ただし、太陽光発電システム及び蓄電設備の設置に要する費用の総額の2分の1以内とする。

- (1) 太陽光発電システムの最大出力に1kW当たり10,000円を乗じて得た額とし、40,000円を限度とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (2) 蓄電設備の最大出力に1kWh当たり55,000円を乗じて得た額とし、330,000円を限度とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、電力会社と電力受給契約を締結した日から6月以内に、亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付申請兼実績報告書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (3) 太陽光発電システム及び蓄電設備の設置費用に係る領収書の写し
- (4) 太陽光発電システム及び蓄電設備の設置場所及び設置状態が確認できる写真
- (5) 電力会社との電力受給契約書の写し

- (6) 蓄電設備の規格、形式、蓄電容量その他の仕様が分かる書類の写し
- (7) 市税の完納証明書
- (8) 太陽光発電システムの出力対比表
- (9) 同意書(住宅の所有者が申請者以外に存在する場合)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付決定兼確定通知書(別記第2号様式)により、適当でないと認めるときは、亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付請求書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その交付を受けた補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

## (管理)

第9条 補助金の交付を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、太陽光発電システム及び蓄電設備の法定耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもってこれを管理し、その居住する住宅における電力の消費の用に充てるように努めなければならない。

2 前項の場合において、補助対象者は、天災その他補助対象者の責に帰すことのできない理由により太陽光発電システム及び蓄電設備が毀損され、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

## (処分の制限)

第10条 補助対象者は、法定耐用年数の期間内において、当該太陽光発電システム及び蓄電設備を処分しようとするときは、あらかじめ亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金処分承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

## (協力)

第11条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて太陽光発電システム及び蓄電設備に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

## (確認及び検査)

第12条 市長は、補助対象者に対し、太陽光発電システム及び蓄電設備の使用状況その他の必要な事項について確認し、又は検査をすることができる。

## (委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

印

亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費  
補助金交付申請兼実績報告書

亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

設置場所	亀岡市
太陽光発電システム	型 式 名
	製 造 者 名
	公称最大定格出力 kW (小数点以下2桁未満は、四捨五入) [ ] kW×10,000円＝ [ ] (1,000円未満は四捨で) (上限40,000円)
蓄電設備	型 式 名
	製 造 者 名
	蓄 電 容 量 kWh (小数点以下2桁未満は、四捨五入) [ ] kWh×55,000円＝ [ ] (1,000円未満は四捨で) (上限330,000円)
補助金交付申請額 (①+②)	金 円
添付書類	(1) 住民票の写し (2) 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し (3) 太陽光発電システム・蓄電設備の設置費用に係る領収書の写し (4) 太陽光発電システム・蓄電設備の設置場所及び設置状態が確認できる写真 (5) 電力会社との電力受給契約書の写し (6) 蓄電設備の規格、形式、蓄電容量その他仕様が分かる書類の写し (7) 市税の完納証明書 (8) 太陽光発電システムの出力対比表 (9) 同意書 (住宅の所有者が申請者以外に存在する場合)

第2号様式（第6条関係）

亀岡市指令 第 年 月 日 号

様

亀岡市長 印

亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費  
補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付で交付申請のありました亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金については、亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、併せてその額を確定したので通知します。

記

交付決定 (確定) 額	金 円
設 置 場 所	亀岡市
条 件	1 法定耐用年数の期間内において、当該太陽光発電システム及び蓄電設備を処分しよとすする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。 2 市長が、太陽光発電システム及び蓄電設備における発電量等の資料提供を求めたときは、これに従うこと。 3 その他亀岡市補助金等交付規則及び亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱を遵守すること。
備 考	

第3号様式(第6条関係)

亀岡市指令 第 年 月 日 号

様

亀岡市長 印

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所 氏名 電話番号

亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金不交付決定通知書

亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付請求書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金については、下記の理由により不交付とします。

年 月 日付け亀岡市指定第 号で交付決定及び確定を受けた亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金について、亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

理由

請求額 円

なお、補助金については、次の預金口座に振り込んでください。

Table with 2 columns: 金融機関名, 銀行 (本店, 支店), 信用金庫, 農協, 普通・当座, 口座番号, ふりがな, 口座名義人

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



第5号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

申請者

住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費  
補助金処分承認申請書

亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり太陽光発電システム及び蓄電設備の処分について申請します。

記

交付決定（確定）日	年 月 日
補助対象者	
処分の方法	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 貸与 <input type="checkbox"/> 担保 <input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> その他（                    ）
処分の時期	年 月 日から
処分の理由	

「揭示済」

亀岡市告示第59号

亀岡市生涯学習施設整備事業補助金交付要綱(昭和51年亀岡市告示第17号)の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第2号を次のように改める。

(2) 区等が行う生涯学習施設の購入事業及び建築事業

補助対象事業費の100分の10以内とし、1,000,000円を限度とする。

別記第3号様式中添付書類に「3 領収書」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第60号

亀岡市交通安全施設整備事業補助金交付要綱(平成2年亀岡市告示第50号)の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第2号を次のように改める。

(2) 認定外道路 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路以外の道路のうち人家が連担し、準公共施設に通じる等、市長が認めた道路をいう。

第3条第1項中「実施する道路」を「実施する認定外道路」に改める。

第5条を次のように改める。

(事業認定)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会等(以下「補助事業者」という。)は、交通安全施設附属設備工事について、亀岡市と協議し、亀岡市交通安全施設整備事業予定調査(別記第1号様式)を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による調書が提出されたときは、必要事項を調査の上、事業の認定の適否を審査し、補助事業者に通知するものとする。

第6条第1項中「別記第1号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条第2項中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第7条第1項中「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第2項中「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第8条中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第9条中「別記第6号様式」を「別記第7号様式」に改める。

第10条第1項中「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に改める。

別記第7号様式を別記第8号様式とし、別記第6号様式を別記第7号様式とし、別記第5号様式中「記」を削り、同様式を別記第6号様式とする。

別記第4号様式を別記第5号様式とし、別記第1号様式から別記第3号様式までを1様式ずつ繰り下げ、附則の次に次の1様式を加える。

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）亀岡市長

住 所

団 体 名

代表者名

㊟

電話番号

亀岡市交通安全施設整備事業予定調書

亀岡市交通安全施設整備事業補助金に係る事業予定調書を亀岡市交通安全施設整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて提出します。

道路の名称 事業施行場所	事業費	事業概要
	円	

添付書類

- (1) 位置図
- (2) 工事費見積書の写し（内訳が明記されているもの）
- (3) 設計図面（平面図・横断図・詳細構造図他）
- (4) 現況写真
- (5) その他

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第61号

亀岡市公衆街路灯助成金交付要綱（昭和53年亀岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条第2項中「助成金の額は」の次に「、10ワット以下の区分については、1灯当たり助成基準額の2分の1の額に灯数を乗じて得た額以内の額とし、10ワット超の区分については」を加える。

別記第1号様式中

「添付書類

- 1 維持管理公衆街路灯内訳書
- 2 4月分電気料金領収証
- 3 その他必要な書類」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第62号

亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、本市における移住促進のための事業を実施するものに対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で亀岡市空き家活用移住促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるほか、京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例（平成28年京都府条例第26号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

(1) 空き家 居住を目的として建築され、現に居住していない又は近く居住しなくなると見込まれる建物及びその敷地で市内に存するものであり、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 亀岡市空き家バンク設置要綱（平成28年亀岡市告示第213号）の規定により亀岡市空き家バンクに登録されているもの

イ 条例第9条第1項の規定による登録を受けているもの

(2) 移住者 本市へ定住の意思を持って転入し、又は転入しようとする者で、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠としようとする者又はした者

イ 空き家を取得し、又は賃借等した者

ウ 空き家の所有者と2親等以内の者でな

いこと。

エ この要綱による補助金の交付を受けて改修した空き家に当該補助金の交付の日から10年以上、生活の本拠として居住する意思のある者

オ その他市長が不相当と認める者でないこと。

(3) 地域団体 地域に根ざして活動を行う自治会その他これらに類する地域住民で組織された団体であって、次に掲げる要件の全てに適合するものをいう。

ア 事業を行う地域の事情に詳しく、移住者の受入だけでなく移住後の支援まで丁寧に行う体制を整備していること。

イ 事業の事務手続きを適切かつ効率的に行うため、団体の構成員、事務局、代表者並びに意思決定、事務処理及び会計処理の方法等を規約等で定めていること。

ウ 団体の運営に当たって、一つの事務手続きにつき複数の者が関与する等当該事務手続きに係る不正を未然に防止する体制が整備されていること。

(4) お試し住宅 移住希望者が、地域での暮らしの体験、地域住民との交流等を目的として、短期間居住又は滞在する施設（1世帯当たりの居住又は滞在に係る利用期間が通算して1年以内のものに限る。）をいう。

(5) シェアオフィス 複数の小規模事業者が共同利用する事務所をいう。

(事業及び補助の内容)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費並びに補助金額は、別表第1から別表第4までに掲げるとおりとする。

(事業計画の承認申請)

第4条 事業を実施しようとする補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、亀岡市

空き家活用移住促進事業計画承認申請書（別記第1号様式）に当該申請に係る関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該事業計画の承認の可否を決定し、その結果を亀岡市空き家活用移住促進事業計画承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

3 前項の規定による承認の決定を受けた補助事業者が、事業計画の内容を変更しようとするときは、亀岡市空き家活用移住促進事業計画変更承認申請書（別記第3号様式）に当該変更に係る関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、事業費の総額及び事業の期間に変更が生じないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りでない。

4 市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該事業計画変更の承認の可否を決定し、その結果を亀岡市空き家活用移住促進事業計画変更承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により補助事業者へ通知するものとする。  
(交付申請)

第5条 前条の規定により承認を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付申請書（別記第5号様式）に当該申請に係る関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第6号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 前条の規定による補助金交付決定を受けた補助事業者が、当該事業の内容を変更しようとするとき又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、第4条第3項に定める亀岡市空き家活用移住促進事業計画変更承認申請書及び亀岡市空き家活用移住促進事業補助金変更交付申請書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、事業費の総額及び事業の期間に変更が生じないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該変更の承認の可否を決定し、その結果を第4条第4項に定める亀岡市空き家活用移住促進事業計画変更承認(不承認)通知書及び亀岡市空き家活用移住促進事業補助金変更交付(不交付)決定通知書(別記第8号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

(指令前着手届)

第8条 補助事業者は、補助対象事業の着手を原則として第6条の規定による交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない理由により交付決定前に着手する場合は、亀岡市空き家活用移住促進事業指令前着手届(別記第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は当該事業が完了した日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、亀岡市空き家活用移住促進事業補助金実績報告書(別記第10号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告

書の提出があったときは、当該報告書の書類を審査の上、適当と認めるときは、亀岡市空き家活用移住促進事業補助金額確定通知書(別記第11号様式)により、補助事業者へ通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反等したとき。
- (3) 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者が移住促進事業を中止し、又は廃止したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 移住促進住宅整備事業の完了した日から起算して10年以内に、当該住宅を移住者の住宅として活用しなくなったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助金額
1 地域受入体制整備促進事業	地域団体	<p>条例第5条に規定する移住促進特別区域（以下「移住促進特別区域」という。）又は本事業を行うことにより移住促進特別区域の指定を受けようとする地域において、移住者の受入を促進するために行う次に掲げる事業に要する経費（(3)については、移住促進特別区域において行うものに限る。）。なお、事業の実施期間は、事業計画の承認を受けた年度からその翌年度までとする。</p> <p>(1) 移住促進ビジョンの作成                      地域内の話し合い等による、地域の将来人口の予測、望ましい人口構成及び移住者数、求める移住者像並びに空き家及び農地の活用による移住の促進及び地域の活性化に関する取組等をまとめた移住促進ビジョンの作成</p> <p>(2) 空き家・農地の実態調査の実施及びデータベースの作成                      地域内の空き家・農地の実態調査（数、面積、位置、要修繕の程度、所有者の賃貸、譲渡等の意向及び条件等）の実施及びデータベース化</p> <p>(3) 移住者受入活動の実施                      お試し住宅・移住者向けシェアオフィス等利用者の募集、移住希望者との面談、受入前の調整、移住後のフォロー等移住者又は移住希望者に対して行う活動</p> <p>(4) その他移住者受入体制の整備のための活動の実施                      専門家招へい、先進地調査等</p>	<p>補助対象事業に要する経費の10以内の額（1地域当たり50万円を限度とする。）</p>
2 移住促進住宅整備事業	地域団体  移住者	<p>空き家を取得又は賃借等した上で、お試し住宅又は移住者向けシェアオフィス（移住促進特別区域内に居住し、住所を有することを利用者の条件とするものに限る。）とするために行う改修に要する経費</p> <p>ただし、当該空き家に関し、国、京都府又は本市から、移住の促進を目的とした空き家改修等に係る補助金が交付されたことがない場合に限る。</p> <p>空き家を取得又は賃借等し、自ら居住する目的で行う生活をするために必要な改修（居住用に供する部分に限る。）に要する経費                      ただし、移住者が当該空き家に居住し、住所を有する又はその予定であることが確実な場合であって、当該移住者及び当該空き家に関し、</p>	<p>補助対象事業に要する経費の10以内の額（1戸当たり180万円を限度とする。）</p>

3 空き家流通化促進事業	空き家所有者	<p>空き家等（地域団体が2の事業により改修しようとするもの又は空き家をいう。）を移住者に売却又は賃貸等する際に必要な当該空き家の所有者が行う家財の撤去等に要する経費</p> <p>ただし、売却又は賃貸等に係る契約締結日から起算して6箇月を経過する日までに補助金の交付の申請をした事実を目的とした家財の撤去等に係る補助金の交付を受けたことがない場合に限る。</p> <p>なお、貸家業を行う者が専ら貸家業のために所有する空き家の家財の撤去等は事業の対象外とする。</p>	<p>対象の空き家1戸当たり10万円以内の額</p>
--------------	--------	---	----------------------------

備考 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2（第3条関係）

補助対象経費	内 容
報酬	専門家に対する謝金、地域団体の構成員が行う役務（通常無報酬で実施することが相当と認められるものを除く。）に対する代償
旅費	交通及び宿泊に要する費用（グリーン料金等は除く。）
消耗品費	用紙、封筒、文具、図書、作業用具類等の購入経費
燃料費	自動車、暖房用具、草刈機等の燃料費
印刷製本費	マニュアル、募集資料等の作成経費
通信運搬費	郵便料金
手数料	振込手数料
保険料	賠償責任保険等に係る保険料
委託料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託する費用
使用料及び賃借料	レンタルカー、機械借上料、会場使用料
その他特に必要と認めらるるもの	

別記第1号様式(第4条関係)

(宛先) 亀岡市長  
 申請者 住所 氏名  
 年月日

亀岡市空き家活用移住促進事業計画承認申請書

亀岡市空き家活用移住促進事業を下記のとおり実施したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業計画総括表

事業種目	地域名	実施主体	事業費(単位:円)
(1) 地域受入体制整備促進事業			
(2) 移住促進住宅整備事業			
(3) 空家流動化促進事業			
合計			

※事業種目毎の実施地域が複数ある場合は適宜欄を追加して記入してください。

2 添付書類

- (1) 事業計画書
  - ア 地域受入体制整備促進事業用(別紙1-1)
  - イ 移住促進住宅整備事業用(別紙1-2)
  - ウ 空家流動化促進事業用(別紙1-3)
- (2) 収支計画書(別紙2)(地域受入体制整備促進事業のみ)
- (3) 地域団体の規約等(実施主体が地域団体の場合)
- (4) その他市長が必要と認める書類

別表第3(第3条関係)

補助対象経費	内 容	備考
工事費	家屋又は敷地に係る工事に要する費用(直接施工に要する経費を含む。)	
測量試験費	測量及び試験費	
賃金	事業の施行に必要な手当、賃金、共済費(賃金支弁による社会保険料)、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、用紙、封筒、文具、図書、作業用具等の購入経費)	事業費の3%以内
旅費		
需用費		
役員費		
委託料		
使用料及び賃借料		
その他特に必要と認めるもの		

別表第4(第3条関係)

補助対象経費	内 容
報 償 費	空き家の提供の協力に係る謝金等



別紙1-1

事業計画書  
(地域受入体制整備促進事業用)

1	事業に取り組む背景	
2	事業内容及び着手・完了予定年月日 (1) 事業内容 ア 移住促進ビジョンの作成 イ 空き家・農地の実態調査の実施及びデータベースの作成 ウ 移住者受入活動の実施 エ その他移住者受入体制の整備のための活動の実施	
(2)	着手予定年月日 完了予定年月日	
3	事業費 総事業費 年度 年度	円 円 円 円 円 円 円 円

※収支計画書（別紙2）及び府税納税証明書又は府税納税確認の同意書を添付すること。

別紙1-2

事業計画書  
(移住促進住宅整備事業用)

1 空き家改修の概要（事業計画）		
①空き家所在地・登録番号 (番地まで記載)		(登録番号)
②申請者名（実施主体）		
③所有者名		
④入居・開設（予定）日	年 月 日	
⑤取得、賃借等の別 (所有者との関係)	取得 賃借（契約期間 年） その他（具体的に記入）（契約期間 年）	
⑥（お試し住宅の場合） 1世帯当たりの居住又は 潜在に係る利用期間		
⑦改修後活用する期間	事業完了後10年間	
⑧事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日	
⑨改修内容		

※ 改修した住宅への入居者が、移住促進特別区域指定申出書に記載する人材像、条件等に  
合致する者であること。  
※ 売買、賃貸借等に係る契約書の写し又はそれに準じる書類（同意書、確認書等）を添付  
すること。  
※ 府税納税証明書又は府税納税確認の同意書を添付すること。

2 事業費内訳		
工 種	数 量	単 価 金 額
		円
		円
		円
		円
総事業費（1,000円未満切り捨て）		円
自己資金額（1,000円未満切り捨て）		円
市補助金額（1,000円未満切り捨て）		円

別紙2

別紙1-3  
事業計画書  
(空家流動化促進事業用)

地域団体名

収支計画書  
(地域受入体制整備促進事業)

1 事業対象となる空家の概要 (事業計画)

①空家所在地・登録番号 (番地まで記載)	(登録番号 )
②所有者名	
③入居・開設予定者名	
④入居・開設予定日	年 月 日
⑤取得、賃貸等の別	売却 賃貸 (契約期間 年) その他 (具体的に記入) (契約期間 年)
⑥補助金の額	円

1 収入内訳書 (単位:円)

項 目	金 額
(費目)	
合 計	

※ 改修した住宅への入居者が、移住促進特別区域指定申出書に記載する人材像、条件等に合致する者であること。  
 ※ 売買、賃貸借等に係る契約書の写し又はそれに準じる書類 (同意書、確約書等) を添付すること。  
 ※ 地域団体 (実施主体が地域団体の場合) 及び対象となる空家所有者の府税納税証明書又は府税納税確認の同意書を添付すること。

2 支出内訳書 (単位:円)

項 目	金 額
(費目)	
合 計	

※計画段階における費目、内容及び金額を記載すること。

第2号様式（第4条関係）

府税滞納の有無について	
照会欄	御中 年 月 日 (担当： 内線： 部 課 ) 同意書記載者について、府税滞納の有無を照会しますので、月 日までに回答願います。
回答欄	御中 年 月 日 (担当： 内線： 部 課 ) 同意書記載者について、府税滞納の有無を回答します。 滞納 有 ・ 無 (滞納がある場合の所管府税公所： )
同意書	上記により、私（当社）の府税滞納の有無を確認することについて同意します。 年 月 日 住所（法人の場合は本店所在地） _____ 氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名） _____

様

亀岡市長 国

第 年 月 日 号

亀岡市空き家活用移住促進事業計画承認（不承認）通知書

( 年 月 日付けで承認申請のありました亀岡市空き家活用移住促進事業(事業)については、下記のとおり決定しましたので通知します。)

記

- 承認
- 不承認 (理由)

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所  
氏名 ㊟

亀岡市空き家活用移住促進事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により認定を受けました亀岡市空き家活用移住促進事業（ 事業）の事業計画を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業計画総括表

事業種目	地域名	実施主体	事業費（単位：円）
(1) 地域受入体制整備促進事業			
(2) 移住促進住宅整備事業			
(3) 空家流動化促進事業			
合計			

※事業種目毎の実施地域が複数ある場合は適宜欄を追加して記入してください。

2 変更の内容及び理由

3 添付書類

- (1) 内容変更後の事業計画書（各事業種目別）
- (2) その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第4条関係）

第 年 月 日  
号

様

亀岡市長 ㊟

亀岡市空き家活用移住促進事業計画変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更承認申請のありました亀岡市空き家活用移住促進事業（ 事業）については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 承認
- 不承認  
(理由)

第5号様式（第5条関係）

（宛先）亀岡市長

申請者 住所  
氏名 ㊟

年 月 日

亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付申請書

別紙のとおり事業を実施したいので、亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

- 1 経費の配分及び事業計画 別紙1のとおり
- 2 収支予算書 別紙2のとおり
- 3 事業の完了予定日 年 月 日
- 4 その他

別紙1

経費の配分及び事業計画

実施主体	事業種目	事業費	負担区分		摘要
			市補助金	自己負担	
		円	円	円	
合計		円	円	円	

- 1 「負担区分」欄は、実質の負担区分に基づき記入してください。
- 2 「摘要」欄は、当該年度の着手及び完了の予定年月日を記入してください。

第6号様式（第6条関係）

別紙2

収支予算書

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		摘要
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	

様

第 年 月 日  
号

亀岡市長 国

亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市空き家活用移住促進事業補助金の交付については、亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 交付  
交付決定額 円
- 不交付  
(理由)

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
(1) 地域受入体制整備促進事業	円	円	円	円	
(2) 移住促進住宅整備事業	円	円	円	円	
(3) 空家流動化促進事業	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第7号様式 (第7条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所 氏名

Ⓜ

様

亀岡市長

Ⓜ

第 年 月 日 号

亀岡市空き家活用移住促進事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のありました事業の  
実施について、下記の理由により補助事業の内容及び経費の配分を変更し (金 円  
の追加交付 (減額承認) を受け) たいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

亀岡市空き家活用移住促進事業補助金変更交付 (不交付) 決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありました亀岡市空き家活用移住促進事業補助  
金の交付については、亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、  
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付

変更後交付決定額

円

不交付

(理由)

第9号様式 (第8条関係)

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所 氏名 ㊟

年 月 日

亀岡市空き家活用移住促進事業指令前着手届

年 月 日 第 号で事業計画承認のあった事業について  
補助金交付決定前に着手したいので、別記条件を了承の上、届け出ます。

- 1 地域名
- 2 指令前着手を必要とする事業内容
- 3 事業費
- 4 着手予定日
- 5 指令前着手を必要とする理由

(別記条件)

- 1 交付決定を受けるまでの間、事業の趣旨に従い、実施すること。
- 2 交付決定を受けるまでの間に実施した事業により損失が生じた場合、その損失は補助事業者が負担すること。
- 3 交付決定額が交付申請額に達しない場合においても異議がないこと。
- 4 着手から交付決定までの間に事業内容を変更しないこと。

第10号様式 (第9条関係)

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所 氏名 ㊟

年 月 日

亀岡市空き家活用移住促進事業補助金実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定のありました補助金に係る  
事業を完了したので、亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、  
その実績を報告します。

1 経費の配分及び事業実績

地域名	実施主体	事業種目	事業費	負担区分		摘要
				市補助金	自己負担	
			円	円	円	
合計			円	円	円	

- 1 「負担区分」欄は、実質の負担区分に基づき記入してください。
- 2 「摘要」欄は、当該年度の着手及び完了の年月日を記入してください。

2 添付書類

- (1) 実績報告書
  - ア 地域受入体制整備促進事業用 (別紙1-1)
  - イ 移住促進住宅整備事業用 (別紙1-2)
  - ウ 空家流動化促進事業用 (別紙1-3)
- (2) 収支報告書 (別紙2) (地域受入体制整備促進事業のみ)



別紙1-1

事業報告書  
(地域受入体制整備促進事業用)

1 事業実績及び着手・完了年月日  
(1) 事業実績  
ア 移住促進ビジョンの作成  
イ 空き家・農地の実態調査の実施及びびデータベースの作成  
ウ 移住者受入活動の実施  
エ その他移住者受入体制の整備のための活動の実施

(2) 着手年月日  
完了年月日

2 事業費  
総事業費 円  
年度 円  
内訳：市補助金 円  
自己負担 円

※以下の書類を添付すること。

- (1) 収支報告書 (別紙2)
- (2) 事業内容に関する資料 (移住促進ビジョン、広報資料、写真及び報告書等)

別紙1-2

事業報告書  
(移住促進住宅整備事業用)

1 空き家改修の概要(事業実績)

①空き家所在地・登録番号 (番地まで記載)	(登録番号)
②申請者名(実施主体)	
③所有者名	
④入居・開設日	年 月 日
⑤取得、賃借等の別 (所有者との関係)	取得 賃借(契約期間 年) その他(具体的に記入)(契約期間 年)
⑥(お試し住宅の場合) 1世帯当たりの居住又は 潜在に係る利用期間	
⑦改修後活用する期間	事業完了後10年間
⑧事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
⑨改修内容	

2 事業費内訳

工種	数量	単価	金額
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
総事業費(1,000円未満切り捨て)			円
自己資金額(1,000円未満切り捨て)			円
市補助金額(1,000円未満切り捨て)			円

別紙1-3

事業報告書  
(空家流動化促進事業用)

1 事業対象となる空家の概要(事業実績)

①空家所在地・登録番号 (番地まで記載)	(登録番号)
②所有者名	
③入居・開設者名	
④入居・開設日	年 月 日
⑤売却、賃貸等の別	売却 賃貸(契約期間 年) その他(具体的に記入)(契約期間 年)
⑥補助金の額	円

別紙2

地域団体名

収支計画書  
(地域受入体制整備促進事業)

1 収入内訳書 (単位:円)

項目	金額
(費目)	
(内容)	
合計	

2 支出内訳書 (単位:円)

項目	金額
(費目)	
(内容)	
合計	

※実績における費目、内容及び金額を記載すること。

第11号様式(第10条関係)

第 年 月 日 号

様

亀岡市長 印

亀岡市空き家活用移住促進事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました亀岡市空き家活用移住促進事業について、審査の結果、これを適当と認め、下記のとおり補助金の交付を確定しましたので通知します。

記

補助金額 円

「揭示済」

亀岡市告示第63号

亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金  
交付要綱を次のように定める。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市子育て世帯同居・近居支援  
事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市にUターンして親元に同居又は近居する子世帯に対し、転入にかかる費用を支援することにより、子育て等の共助を推進し、もって本市への定住促進を図ることを目的として、亀岡市補助金等交付規則(昭和41年亀岡市規則第5号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 同居 市内において同一敷地内にある住宅に親世帯及び子世帯が居住することをいう。
- (2) 近居 市内の住宅に親世帯及び子世帯が居住することをいう。ただし、同居を除く。
- (3) 子世帯 義務教育修了前の子ども(母子健康手帳等で確認ができる出産予定の子どもを含む。)とその親を含む世帯員で構成される世帯をいう。
- (4) 親世帯 子世帯の世帯主又はその配偶者の父又は母を世帯員に含む世帯をいう。

(5) Uターン 市内に居住していた者が、市外に転出後、再度市内に転入することをいう。

(6) リフォーム 新たに同居をするために、住宅の修繕、増改築、模様替え等を行う工事をいう。

(7) 借家 子世帯が居住するための住宅(借間を含む。)であって、賃貸借契約をしたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、子世帯の世帯主で次に掲げる要件を全て満たす者(以下「補助対象者」という。)とする。

- (1) 子世帯の世帯主又は配偶者がUターンした者であること。
- (2) 子世帯全員が、本市への転入日以前に3年以上継続して市外に居住しており、親世帯と同居又は近居をするために平成29年4月1日以降に転入し、5年以上継続して同居又は近居する見込みであること。
- (3) 親世帯が、補助金の交付申請時において、3年以上継続して市内に居住していること。
- (4) 親世帯及び子世帯全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 親世帯及び子世帯全員が、市税の滞納をしていないこと。
- (6) 親世帯及び子世帯全員が、この要綱に基づく補助金を過去に受けていないこと。

(補助対象住宅)

第4条 補助申請の対象となる住宅は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象者自らが居住する住宅であること。
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条に規定する措置が命じられていない住宅であること。

## (補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、次に掲げる経費のうち、補助対象者、配偶者又は親が負担した経費に限る。

- (1) 同居又は近居に係る住宅の新築・購入に要する経費（補助対象者若しくはその配偶者又は親の名義の住宅で、その所有権保存登記日又は所有権移転登記日が平成29年4月1日以降のものに限る。）
- (2) 住宅のリフォームに要する経費（契約日が平成29年4月1日以降のもので費用の合計額が消費税及び地方消費税相当額を含む10万円以上のものに限る。）
  - ア 自ら居住するための部分の増築、改築等
  - イ 屋根、雨どい、柱、外壁の修繕・塗装等の外装工事
  - ウ 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事
  - エ 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事
  - オ 電気、ガス等の設備工事（家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等を除く。）
  - カ トイレ、風呂、キッチン等の水周り改修等の建具工事
- (3) 引越しに要する経費（引越事業者の運送費用及びこれに附帯する荷造り等の費用の支払日が平成29年4月1日以降のものに限る。）
- (4) 借家の賃貸借契約に要する経費（契約日が平成29年4月1日以降であるものに限る。）

## (補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額又は20万円のいずれか低い方の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、こ

れを切り捨てるものとする。

## (交付申請及び実績報告)

第7条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、転入の日から起算して1年以内に亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付申請兼実績報告書（別記第1号様式）、誓約書（別記第2号様式）及び別表に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

## (交付決定及び確定通知)

第8条 市長は、前条に定める申請及び実績報告があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付決定兼確定通知書（別記第3号様式）又は亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

## (補助金請求及び交付)

第9条 補助金交付決定通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、30日以内に亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金請求書（別記第5号様式）を市長に提出し請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

## (交付決定の取消し)

第10条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助の決定又は補助を受けたとき。
- (2) 前条の請求を行わないとき。
- (3) 第7条に規定する誓約書の誓約事項を遵守しなかったとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、亀岡市子育て世

帯同居・近居支援事業補助金取消兼補助金返還決定通知書（別記第6号様式）により受給者に通知し、補助金が交付されている場合は当該補助金を返還させるものとする。

（調査等への協力）

第11条 市長は、受給者に対し同居又は近居の効果検証のためのアンケート調査その他の協力を求めることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条の規定は、同日以降も、なおその効力を有する。

別記第1号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所  
氏名 ㊟

亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付申請兼実績報告書

亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金の交付を受けたいので、亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請及び実績報告します。

別表(第7条関係)

1 共通の必要書類

ア 親世帯及び子世帯の世帯員全員の住民票の写し イ 子世帯の世帯主又は配偶者の戸籍の附票等(以前に本市に居住していたことやその時期が確認できるもの) ウ 子世帯が市外に継続して3年以上居住していたことを証明でき る子世帯の世帯員全員の戸籍の附票又は住民票除票の写し等 エ 出産予定の子どがいる場合は、母子健康手帳等診察経過の分 かる書類の写し オ 親世帯と子世帯の関係が分かる戸籍全部事項証明書等 カ 親世帯及び子世帯の世帯員全員(所得税法(昭和40年法律第 33号)の規定による扶養の対象となっていない者を除く。)の直 近の市民税の納税証明書 キ 補助対象住宅の位置図
---

2 各補助区分ごとの必要書類

補助区分	必要書類
(1) 住宅の新築・購入	ア 建物登記簿の全部事項証明書 イ 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の原本(当初契約・変更契約全 て) ウ その他市長が必要と認める書類
(2) 住宅のリフォーム	ア 建物登記簿の全部事項証明書 イ 対象工事の契約書及び領収書の原本(当初契約・変更契約全 て) ウ 平面図、立面図その他の対象工事の内容が確認できる書類 エ 対象工事を行った部分の施工前及び施工後の状態が確認でき る写真 オ その他市長が必要と認める書類
(3) 引越し作業	ア 領収書及び料金明細の原本(引越事業者が発行したものに限 る。) イ その他市長が必要と認める書類
(4) 借家の賃貸借契約	ア 賃貸借契約書の原本(当初契約・変更契約全て) イ 賃貸借契約に要する経費(礼金・権利金・仲介手数料等の費 用。ただし、敷金等将来において返還される費用は含まな い。)が分かる書類 ウ その他市長が必要と認める書類

1 子世帯 構成員

(フリガナ)氏名	申請者との続柄	生年月日	申請時の年齢	転入日
	本人(申請者)	年 月 日	歳	年 月 日
		年 月 日	歳	年 月 日
		年 月 日	歳	年 月 日
		年 月 日	歳	年 月 日
		年 月 日	歳	年 月 日

2 親世帯 構成員

(フリガナ)氏名	申請者との続柄	生年月日	市内居住年数
		年 月 日	年
		年 月 日	年

第2号様式（第7条関係）

3 補助対象の住宅について

該当する区分に☑をしてください。

住宅の種類	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 長屋建住宅
同居・近居等の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 近居 <input type="checkbox"/> 住宅取得 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅入居

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

申請者 住所  
【子世帯】氏名

㊦

年 月 日

【親世帯】住所  
氏名

㊦

誓約書

亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金の申請にあたり、下記のことについて誓約します。

記

- 1 亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業の趣旨及び目的を理解し、亀岡市内に5年以上継続して居住します。
- 2 亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金の受給資格・条件の確認のため、私及び私の世帯員は、住民登録状況、納税状況、その他受給資格に関する事項について、亀岡市が関係行政機関に調査を行うことに同意します。
- 3 補助金の交付申請を行うにあたり、私及び私の世帯員は、亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付要綱第3条に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者に該当しません
- 4 亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付要綱第10条に該当することが判明した場合、補助金の交付決定が取り消され、補助金の返還が必要であることも確認しました。

なお、私も世帯員も、上記の内容について同意していることを誓約します。

補助対象経費を記入してください。

住宅取得に要する経費			
(1)	登記日	年 月 日	経 費
	登記の名義		円
住宅のリフォームに要する経費			
(2)	契約日	年 月 日	経 費
			円
引越しに要する経費			
(3)	支払日	年 月 日	経 費
	引越事業者名		円
借家の賃貸借契約に要する経費			
(4)	契約日	年 月 日	経 費
	契約の名義		円
経費の合計額 (①+②+③+④)			円

補助金額を記入してください。

経費の合計額の2分の1に相当する額 (1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額) と20万円のうち、いずれか少ない方の金額									0	0	0	円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---



第3号様式（第8条関係）

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

亀岡市長

印

亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請及び実績報告のありました亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金の交付については、亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、補助金の額を確定しましたので通知します。

記

交付決定及び確定額 金 円

第4号様式（第8条関係）

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

亀岡市長

印

亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請及び実績報告のありました亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金の交付については、亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記の理由により不交付とします。

記

不交付理由

(教示)

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

請求者 住所  
氏名 ㊟

亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金請求書

年 月 日 付 第 号で交付決定及び確定のあった亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業について、亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 補助金の振込先

銀行 信用金庫 農業協同組合		本店・支店	
預金種別	普通 当 座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		

第6号様式（第10条関係）

第 年 月 日 号

様

亀岡市長 国

亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金取消兼補助金返還決定通知書

年 月 日 付 第 号で交付決定及び確定を行いました亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金について、下記のとおり取消しを決定しましたので、亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記の期日までに返還するよう通知します。

記

1 取消し及び返還補助金額 金 円

2 取消しの理由

3 返還期日 年 月 日

4 その他

「揭示済」

亀岡市告示第64号

亀岡市薪ストーブ及び木質ペレットストーブ  
購入補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市薪ストーブ及び木質ペレ  
ットストーブ購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林の整備及び木質資源のエネルギー化を促進し、低炭素社会の実現に向け、薪ストーブ及び木質ペレットストーブ(以下「薪ストーブ等」という。)を購入する者に対し、亀岡市補助金等交付規則(昭和41年亀岡市規則第5号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、薪ストーブ等の購入費用を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 薪ストーブ 薪及び木材の端材等を燃料として使用する暖房器具又は装置をいう。
- (2) 木質ペレットストーブ 粉碎した木くずを圧縮成型した円柱状の固形物を燃料として使用する暖房器具又は装置をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を置く又は置くことが確実である個人
- (2) 市内に事務所を所有する又は所有しようとする個人、法人又は団体

2 前項第1号に該当する個人にあつては、専ら居住の用に供している又は供する予定である建物に設置する場合に限る。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、予算の範囲内とし、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金算出の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

3 補助対象経費に対して、寄附金その他の公的補助を受けている場合は、補助対象経費の額から当該寄附金その他の公的補助金の額を控除するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする個人、法人又は団体(以下「申請者」という。)は、薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)及び薪ストーブ及び木質ペレットストーブ使用誓約書(別記第2号様式)に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、薪ストーブ等の購入に係る補助金の交付を決定したときは、薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により、適当でないと認めたときは、薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金不交付決定通知書(別記第4号様式)により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(購入及び設置)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、速やかに薪ストーブ等を購入し、

適正に設置しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第8条 補助対象者は、補助金の交付決定通知を受けた後に申請内容に変更がある場合は、薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金変更交付申請書(別記第5号様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の変更承認及び通知)

第9条 市長は、前条の変更交付申請書を受理したときは、必要な審査を行い、補助金の変更の可否について決定をし、相当と認めるときは、薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金変更承認通知書(別記第6号様式)により当該補助対象者に通知するものとする。

(完了報告)

第10条 補助対象者は、薪ストーブ等の設置が完了したときは、薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金実績報告書(別記第7号様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第11条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、設置状況を検査し、交付すべき補助金の額を確定し、薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金確定通知書(別記第8号様式)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定により確定通知書を受けた補助対象者は、薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金交付請求書(別記第9号様式)により補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助対象者がこの要綱の規

定に違反し、又は虚偽の申請若しくは不正な行為で当該補助金を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。  
(失効)
- 2 この要綱は、平成33年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別記第1号様式(第5条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額
薪ストーブ又は木質ペレットストーブ1台を設置するために必要な本体購入費及び工事に要する経費	3分の1以内	20万円

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

住 所 (所在地)

申 請 者 氏 名 (団体名及び代表者氏名)

Ⓜ

電話番号

薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金交付申請書

亀岡市薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助を受けたいので申請します。

記

1 設置場所

2 設置機材の機種名等

機種名

形式名

製品番号

3 購入金額 金 円

4 補助金申請額 金 円 (限度額20万円)

5 添付書類

(1) 見積書の写し

(2) 仕様書等

(3) 設置予定箇所配置図

(4) 設置予定箇所の写真

第2号様式 (第5条関係)

第3号様式 (第6条関係)

亀岡市指令 第 年 月 日 号

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

様

住所 (所在地)

亀岡市長

国

申請者 氏名 (団体名及び代表者氏名)

④

薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金交付決定通知書

薪ストーブ及び木質ペレットストーブ使用誓約書

年 月 日付で申請のあった亀岡市薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金については、亀岡市薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

私は亀岡市薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金交付申請を行うにあたり、次に掲げる事項について、遵守することを誓約します。

記

- 1 亀岡市薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金により購入した薪ストーブ及び木質ペレットストーブは、適正に管理するとともに、効率的に利用します。
- 2 薪ストーブ及び木質ペレットストーブの利用にあたっては、薪又はペレット燃料の燃焼による煙の発生について、近隣住宅等の迷惑とならないよう配慮し、近隣住民等から苦情があった場合には、誠実に対応します。
- 3 火災の予防には十分に注意します。
- 4 健康を害する恐れのあるものは、燃やしません。

1 補助金交付予定額 金 円

2 本補助金は、薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金交付申請書及び添付書類に記載された目的以外に支出することはできません。

第4号様式(第6条関係)

亀岡市指令 第 年 月 日 号

様

亀岡市長

印

薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった亀岡市薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金については、下記の理由により不交付とすることを決定したので、亀岡市薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

補助金不交付の理由

(教示)

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式(第8条関係)

第 年 月 日 号

(宛先) 亀岡市長

住所(所在地)

申請者

氏名(団体名及び代表者氏名)

印

薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金変更交付申請書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定を受けた亀岡市薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金について、亀岡市薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請内容を変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の交付決定年月日及び番号

年 月 日付け亀岡市指令 第 号

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

- 変更後の見積書の写し
- 変更後の仕様書等
- 変更内容が分かる書類 ( )

第6号様式(第9条関係)

亀岡市指令 第 年 月 日 号

様

亀岡市長

印

薪ストーブ及びび木質ペレットストーブ購入補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった亀岡市薪ストーブ及びび木質ペレットストーブ購入補助金については、亀岡市薪ストーブ及びび木質ペレットストーブ購入補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり変更を承認したので通知します。

記

1 変更承認後補助金交付予定額 金 円

2 変更決定の内容

第7号様式(第10条関係)

(宛先) 亀岡市長

住所(所在地)

申請者

氏名(団体名及び代表者氏名)

印

薪ストーブ及びび木質ペレットストーブ購入補助金実績報告書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定(変更承認)のありました補助金に係るストーブの設置が完了しましたので、亀岡市薪ストーブ及びび木質ペレットストーブ購入補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり関係資料を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 完了日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 領収書の写し
- (2) 設置完了後の写真
- (3) その他( )



第8号様式 (第11条関係)

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

亀岡市長

印

薪ストーブ及びび木質ペレットストーブ購入補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった亀岡市新ストーブ及びび木質ペレット  
ストーブ購入補助金については、下記のとおり交付すべき補助金の額を確定したので、亀岡  
市新ストーブ及びび木質ペレットストーブ購入補助金交付要綱第11条の規定に基づき通知し  
ます。

記

補助金交付決定額 金 円

補助金交付確定額 金 円

第9号様式 (第12条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所 (所在地)

申請者

氏名 (団体名及び代表者氏名)

印

薪ストーブ及びび木質ペレットストーブ購入補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった亀岡市新ストーブ及  
び木質ペレットストーブ購入補助金について、亀岡市新ストーブ及びび木質ペレットストーブ  
購入補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 補助金振込先

金融機関	銀行 信用金庫 農協		本店・支店
預金種別	普通 当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義			

※本人名義の預金口座を御記入下さい。

「揭示済」

亀岡市告示第65号

亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱(昭和41年亀岡市告示第12号)の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条中「10,000,000円以下の資金の借入れを行ったもの」を「毎年4月1日から翌年3月31日までにを行った資金の借入れのうち、10,000,000円以下のもの」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 2 同一の企業者が、前条に規定する借入れを複数行ったときは、当該企業者への助成額は、80,000円を限度とする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成29年度の申請分から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第66号

亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱(昭和47年亀岡市告示第38号)の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条に次の1項を加える。

- 2 同一の企業者が別表に定める各融資制度を複数受けたときは、当該企業者への利子補給金の限度額は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 当該融資決定後、交付対象期間が4月から9月までに終了する分 90,000円

(2) 当該融資決定後、交付対象期間が10月から3月までに終了する分 90,000円

別表中「48,000円」を「50,000円」に、「81,000円」を「90,000円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成29年度の申請分から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第67号

亀岡市シャチホコ広場にぎわいイベント支援補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市シャチホコ広場にぎわいイベント支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、亀岡市の観光振興並びに地域経済の発展及び交流人口増加によるにぎ

わい創出のためのイベントを行う団体に対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において亀岡市シャチホコ広場にぎわいイベント支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) シャチホコ広場 亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号。以下「条例」という。）別表第1第13の項で規定する南郷公園のうち西側に位置する広場をいう。
- (2) イベント 販売会、音楽会その他これらに類する催しをいう。

（補助の対象となる団体）

第3条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 5人以上の構成員を有し、構成員の5割以上が亀岡市民である団体
- (2) 亀岡市内に事務所又は活動拠点を置き、主に市内で活動している団体
- (3) 政治活動及び宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団及びその統制下にある団体でないこと。

（補助の対象となるイベント）

第4条 補助の対象となるイベントは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市民や観光客など、誰もが参加できるイベントであること。
- (2) シャチホコ広場で実施するイベントであること。

(3) 補助対象団体が主催し実施するイベントであること。

(4) 条例第4条並びに亀岡市都市公園条例施行規則（平成18年亀岡市規則第19号。以下「施行規則」という。）第2条及び第4条による市長の許可を受けたイベントであること。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、イベントの周知及び開催に必要な経費で別表に掲げるものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1団体につき同一年度内に1回限りで、30,000円を限度とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象団体が、同一のイベントについて、この要綱に基づく補助金以外の補助を国、京都府及び市その他の公共団体から受けている場合は、その額を減じて得た額を補助対象経費とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、亀岡市シャチホコ広場にぎわいイベント支援補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて、事業実施の20日前までに市長に提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定し、亀岡市シャチホコ広場にぎわいイベント支援補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、補助金交付決定を受けたイベントが完了したときは、亀岡市シャチホコ広場にぎわいイベント支援補助金実績報告書（別記第3号様式）に必要書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受けたときは、速やかに当該報告書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金額を確定し、亀岡市シャチホコ広場にぎわいイベント支援補助金交付確定通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 申請者は、補助金の請求をしようとするときは、亀岡市シャチホコ広場にぎわいイベント支援補助金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	イベント開催費	会場設営費
		機材等借上料
		会場運営費
		会場撤去費
	事務費	消耗品費
		印刷製本費

別記第1号様式(第7条関係)

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

亀岡市指令 第 号

第2号様式(第8条関係)

様

亀岡市シャチャホコ広場にぎわいイベント支援補助金交付決定(却下) 通知書

申請者  
住所(所在地)  
団体の名称  
代表者氏名  
(電話番号)

年 月 日付で申請がありました 年度亀岡市シャチャホコ広場にぎわいイベント支援補助金の交付については、亀岡市シャチャホコ広場にぎわいイベント支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

④

年 月 日

亀岡市長 国

亀岡市シャチャホコ広場にぎわいイベント支援補助金交付申請書

年度亀岡市シャチャホコ広場にぎわいイベント支援補助金の交付を受けたいので、亀岡市シャチャホコ広場にぎわいイベント支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1 決定	交付決定額	金	円
	イベント名		

記

記

- 1 イベント名
- 2 事業費総額 金 円
- 3 交付申請額 金 円
- 4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 構成員名簿
- (4) 行為許可書(施行規則別記第2号様式)の写し
- (5) 許可内容変更承認可否通知書(施行規則別記第4号様式)の写し(該当者のみ)
- (6) その他市長が必要と認める書類

【交付条件】

- ・この補助金は申請のあった目的以外に使用してはなりません。
- ・事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出してください。
- ・この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査し、又は報告を求めらるることがあります。
- ・虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときは、全額又は一部の返還を求めらるることがあります。

- 2 却下理由

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることが出来ます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することが出来ます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが出来ます。

第3号様式(第9条関係)

第4号様式(第10条関係)

(宛先) 亀岡市長

様

申請者

住所(所在地)

団体の名称

代表者氏名

(電話番号)

年 月 日

第 年 月 日

④

亀岡市長 ④

亀岡市シャチホコ広場にぎわいイベント支援補助金実績報告書

亀岡市シャチホコ広場にぎわいイベント支援補助金交付確定通知書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定を受けた事業が完了したので、亀岡市シャチホコ広場にぎわいイベント支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

年 月 日付けで実績報告のありました亀岡市シャチホコ広場にぎわいイベント支援補助金の交付については、亀岡市シャチホコ広場にぎわいイベント支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

記

1 イベント名

1 イベント名

2 イベント完了年月日

年 月 日

3 交付決定額 金

2 交付決定額 金 円

4 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

3 交付決定額 金 円

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者  
 住所 (所在地)  
 団体の名称  
 代表者氏名  
 (電話番号)

㊤

亀岡市シャチホコ広場にぎわいイベント支援補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付確定を受けた亀岡市シャチホコ広場に  
 ぎわいイベント支援補助金について、亀岡市シャチホコ広場にぎわいイベント支援補助金交  
 付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 イベント名
- 2 請求額 金 円
- 3 振込先

金融機関名	銀行 金庫 信用金庫 農協	本店 支店 支所 出張所
預金種別	普通・当座	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義		

「揭示済」

亀岡市告示第68号

亀岡市準市道認定基準要綱を次のように定める。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市準市道認定基準要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市街化調整区域内又は都市計画区域外の地域における準市道の認定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 市長が認めた自治会、区等をいう。
- (2) 認定外道路 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路以外の道路のうち人家が連担し、準公共施設に通じる等、市長が認めた道路をいう。
- (3) 幹線道路 地域の交通の主要な動線となる認定外道路をいう。

(認定の基準)

第3条 準市道の認定の基準は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市街化調整区域内又は都市計画区域外の地域に所在する認定外道路であること。
- (2) 新興団地における幹線道路であると市長が認めた道路であること。

2 準市道を認定する対象は、1団地につき1路線とする。

(事前協議)

第4条 準市道の認定を受けようとする自治会

等は、あらかじめ亀岡市と協議をしなければならない。

(申請等)

第5条 前条の事前協議を行った自治会等（以下「申請者」という。）は、亀岡市準市道認定申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図
  - (2) 平面図
  - (3) 現況写真
  - (4) 認定を受けようとする認定外道路の敷地に係る所有者の同意書（別記第2号様式）
  - (5) その他市長が必要と認める図書
- (通知)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに書類等の審査を行い、亀岡市準市道認定（不認定）通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。



第2号様式 (第5条関係)

年 月 日

(法人又は団体の場合は主たる事務所の所在地)

住 所

(名称及び代表者氏名)

氏 名

電話番号

同 意 書

私は、亀岡市準市道認定基準要綱第5条の規定に基づき、申請区域に私が所有権を有する下記の土地を含めること及び準市道の認定を行うことを同意します。

同意する者の土地

所在地及び地番	地目	登記地積 (m <sup>2</sup> )	権利を有する割合

記

別記第1号様式 (第5条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所

団 体 名

代表者名

電話番号

亀岡市準市道認定申請書

亀岡市準市道認定基準要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 申請路線
  - 起点 亀岡市 地先
  - 終点 亀岡市 地先
  - 延長 m 幅員 m～ m

その他別紙位置図のとおり

- 申請理由

注意

- 氏名を記載し、押印することによって、本人が自署することができます。
- 共有名義の土地は、共有者の連署とし、共有者全員の同意が得られない場合は、同意する権利者が権利を有する割合を明記してください。

※添付書類 位置図、平面図、現況写真、敷地所有者の同意書その他必要な図書

第3号様式（第6条関係）

号  
日  
年  
月

様

亀岡市長 団

亀岡市準市道認定（不認定）通知書

下記の路線について、準市道として認定する（認定しない）ことを決定したので、亀岡市準市道認定基準要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

1	認定	認定路線	起点	亀岡市	地先
			終点	亀岡市	地先
			延長	m	m～
					m
				その他別紙位置図のとおり	

2 認定しない理由

(教示)

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

「揭示済」

## 亀岡市告示第69号

亀岡市道路整備事業補助金交付要綱（昭和52年亀岡市告示第14号）の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第2号を次のように改める。

(2) 認定外道路 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路以外の道路のうち人家が連担し、準公共施設に通じる等、市長が認めた道路をいう。

第2条に次の1号を加える。

(3) 準市道 前号に規定する認定外道路のうち、市街化調整区域内又は都市計画区域外に所在し、新興団地における幹線道路として亀岡市準市道認定基準要綱（平成29年亀岡市告示第68号）において認定された道路をいう。

第3条第1項中「実施する道路」を「実施する認定外道路（準市道と認定されたものを含む。）」に改める。

第4条第1項中「補助金の額は」を「認定外道路（準市道と認定されたものを除く。）における補助金の額は」に改め、同条に次の1項を加える。

2 準市道における補助金の額は、工事費見積書の写しの額と市の積算事業費とを比較していずれか少ない方の額の10分の9以内の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第5条を次のように改める。

（事業認定）

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会

等（以下「補助事業者」という。）は、舗装工事及び築造工事について、亀岡市と協議し、亀岡市道路整備事業予定調書（別記第1号様式）を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により調書が提出されたときは、必要事項を調査の上、事業の認定の適否を審査し、補助事業者に通知するものとする。

第6条第1項中「別記第1号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条第2項中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第7条第1項中「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第2項中「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第8条中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第9条中「別記第6号様式」を「別記第7号様式」に改める。

第10条第1項中「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に改める。

別記第7号様式を別記第8号様式とし、別記第2号様式から別記第6号様式までを1様式ずつ繰り下げ、別記第1号様式中

「

築造工事		年 月 日～		年 月 日
------	--	--------	--	-------

」

を

「

築造工事		年 月 日～		年 月 日
準市道認定の有無		有 ・ 無		
		年 月 日付け	第	号

」

に改め、同様式を別記第2号様式とし、附則の次に次の1様式を加える。

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）亀岡市長

住 所  
団 体 名  
代 表 者 名  
電 話 番 号

⑧

亀岡市道路整備事業予定調書

亀岡市道路整備事業補助金に係る事業予定調書を亀岡市道路整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

道路の名称 事業施行場所	事業費	事業概要
	円	
	円	幅員 m・面積 m <sup>2</sup> 延長 m・舗装厚 cm
	円	(種別及びその規模)
準市道認定の有無		有 ・ 無
		年 月 日付け 第 号

添付書類

- (1) 位置図
- (2) 工事費見積書の写し（内訳が明記されているもの）
- (3) 設計図面（平面図・横断図・詳細構造図・舗装展開図・面積計算書他）
- (4) 現況写真
- (5) その他（準市道の場合は、亀岡市準市道認定通知書の写し）

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第70号

亀岡市臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業実施要綱（平成29年亀岡市告示第7号）の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第8条第2項第2号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第71号

亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱及び平成28年度亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱及び平成28年度亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱を廃止する要綱

亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成26年亀岡市告示第61号）及び平成28年度亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成28年亀岡市告示第166号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の実施の際、現にこの要綱による廃止前の亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（この項において「旧要綱」という。）の規定により支給された臨時福祉給付金の返還については、旧要綱第11条の規定は、この要綱の実施の日後も、なおその効力を有する。
- 3 この要綱の実施の際、現にこの要綱による廃止前の平成28年度亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（この項において「旧要綱」という。）の規定により支給された臨時福祉給付金の返還については、旧要綱第11条の規定は、この要綱の実施の日後も、なおその効力を有する。

「揭示済」

## 亀岡市告示第72号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 指定する指定緊急避難場所

施設の名称	施設の所在	対象とする異常な現象の種類（※1）								指定避難所との重複（※2）
		洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	火山 現象	
亀岡中学校[体育館]	内丸町13	1	1		1		1	1		1
亀岡小学校[体育館]	内丸町15	1	1		1		1	1		1
城西小学校[体育館]	余部町前川原46	1	1		1		1	1		1
ギャラリーかめおか	余部町宝久保1-1	1	1		1		1	1		1
亀岡市役所市民ホール	安町野々神8	1	1		1		1	1		1
亀岡地区自治会館	安町釜ヶ前9-4	1	1		1		1	1		1
別院中学校[体育館]	東別院町南掛一ノ坪1	1			1		1	1		1
東別院小学校[体育館]	東別院町東掛岩脇9	1			1		1	1		1
東別院町公民館	東別院町南掛藤ヶ瀬3-1	1	1				1	1		1
東別院町ふれあいセンター	東別院町東掛一アン15	1	1				1	1		1
西別院小学校[体育館]	西別院町柚原佃24	1	1		1		1	1		1
西別院生涯学習センター	西別院町柚原佃17	1			1		1	1		1
犬甘野児童館	西別院町犬甘野霜ノ下2, 3, 4	1					1	1		1
曾我部小学校[体育館]	曾我部町南条荒水代1	1	1		1		1	1		1

曾我部町公民館	曾我部町南条北荒水代4-1	1	1				1	1		1
吉川小学校[体育館]	吉川町穴川平田17	1	1		1		1	1		1
亀岡運動公園プール管理棟	吉川町吉田上河原24	1	1		1		1	1		1
亀岡運動公園体育館[小体育館]	曾我部町穴太土渕33-1	1	1		1		1	1		1
南桑中学校[体育館]	葎田野町太田丸橋1	1	1		1		1	1		1
葎田野小学校[体育館]	葎田野町佐伯源ノ坊18	1	1		1		1	1		1
葎田野生涯学習センター	葎田野町佐伯西ノ辻9-1	1	1		1		1	1		1
人権福祉センター	葎田野町佐伯琴敷78-1	1	1		1		1	1		1
育親中学校[体育館]	本梅町中野和田山1-2	1	1		1		1	1		1
本梅小学校[体育館]	本梅町井手早田垣内23	1	1		1		1	1		1
ほんめ町ふれあいセンター	本梅町井手梅原3	1	1				1	1		1
畑野小学校[体育館]	畑野町千ヶ畑西山5	1			1		1	1		1
畑野町公民館	畑野町千ヶ畑西山5-1	1					1	1		1
青野小学校[体育館]	宮前町宮川青野29	1	1		1		1	1		1
亀岡市交流会館	宮前町神前長野15	1			1		1	1		1
東本梅保育所	東本梅町東大谷生子田69	1	1		1		1	1		1
東本梅町ふれあいセンター[東本梅営農センター]	東本梅町赤熊蟻間野35-1	1	1		1		1	1		1
大成中学校[体育館]	大井町土田1丁目5-7	1	1		1		1	1		1
大井小学校[体育館]	大井町並河1丁目3-1	1	1		1		1	1		1
大井生涯学習センター	大井町土田2丁目11番20-201号	1	1		1		1	1		1
亀岡市立幼稚園	大井町並河検見ヶ上7	1	1		1		1	1		1
千代川小学校[体育館]	千代川町北ノ庄国主ヶ森21	1	1		1		1	1		1
千代川町自治会館	千代川町北ノ庄国主ヶ森19	1	1		1		1	1		1
亀岡川東学園[体育館]	馬路町溝ノ上14-4	1	1		1		1	1		1

馬路生涯学習センター	馬路町流川2-1	1	1		1		1	1		1
馬路文化センター	馬路町小米田45-4	1	1				1	1		1
旭コミュニティセンター	旭町年角25	1	1				1	1		1
千歳町自治会館	千歳町千歳垣根2-3	1					1	1		1
さくら公園体育館	千歳町国分後田1	1	1		1		1	1		1
河原林生涯学習センター	河原林町河原尻上六反田9-1	1	1		1		1	1		1
保津小学校[体育館]	保津町構ノ内20	1	1		1		1	1		1
保津町公民館	保津町構ノ内53	1	1				1	1		1
保津文化センター	保津町式番11-1	1	1				1	1		1
東輝中学校[体育館]	篠町広田3丁目28-1	1	1		1		1	1		1
詳徳中学校[体育館]	篠町柏原中又7	1	1		1		1	1		1
安詳小学校[体育館]	篠町篠中北裏68	1	1		1		1	1		1
詳徳小学校[体育館]	篠町柏原田中3-1	1	1		1		1	1		1
篠公民館	篠町篠中北裏68	1	1				1	1		1
東部文化センター	篠町野条イカノ辻南76	1	1		1		1	1		1
東つつじヶ丘ふれあいセンター	東つつじヶ丘都台3丁目6-7	1	1		1		1	1		1
西つつじヶ丘ふれあいセンター	西つつじヶ丘大山台1丁目12-13	1	1		1		1	1		1
つつじヶ丘小学校[体育館]	西つつじヶ丘霧島台1丁目1	1	1		1		1	1		1
亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	南つつじヶ丘大葉台2丁目43-1	1	1		1		1	1		1
南つつじヶ丘小学校[体育館]	南つつじヶ丘大葉台2丁目28-1	1	1		1		1	1		1

(※1) 「対象とする異常な現象の種類」欄に「1」が記された施設が、当該異常現象から緊急に避難するための施設です。記されていない施設は、当該異常現象によって避難することはできません。

(※2) 「指定避難所との重複」欄に「1」が記された施設は、指定避難所を兼ねた施設です。

「揭示済」



## 亀岡市告示第73号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により指定避難所を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 指定する指定避難所

施設の名称	施設の所在
亀岡中学校[体育館]	内丸町13
亀岡小学校[体育館]	内丸町15
城西小学校[体育館]	余部町前川原46
ギャラリーかめおか	余部町宝久保1-1
亀岡市役所市民ホール	安町野々神8
亀岡地区自治会館	安町釜ヶ前9-4
別院中学校[体育館]	東別院町南掛一ノ坪1
東別院小学校[体育館]	東別院町東掛岩脇9
東別院町公民館	東別院町南掛藤ヶ瀬3-1
東別院町ふれあいセンター	東別院町東掛一アン15
西別院小学校[体育館]	西別院町柚原佃24
西別院生涯学習センター	西別院町柚原佃17
犬甘野児童館	西別院町犬甘野霜ノ下2, 3, 4
曾我部小学校[体育館]	曾我部町南条荒水代1
曾我部町公民館	曾我部町南条北荒水代4-1
吉川小学校[体育館]	吉川町穴川平田17
亀岡運動公園プール管理棟	吉川町吉田上河原24
亀岡運動公園体育館[小体育館]	曾我部町穴太土淵33-1
南桑中学校[体育館]	葎田野町太田丸橋1
葎田野小学校[体育館]	葎田野町佐伯源ノ坊18
葎田野生涯学習センター	葎田野町佐伯西ノ辻9-1
人権福祉センター	葎田野町佐伯琴敷78-1
育親中学校[体育館]	本梅町中野和田山1-2
本梅小学校[体育館]	本梅町井手早田垣内23
ほんめ町ふれあいセンター	本梅町井手梅原3
畑野小学校[体育館]	畑野町千ヶ畑西山5

畑野町公民館	畑野町千ヶ畑西山5-1
青野小学校[体育館]	宮前町宮川青野29
亀岡市交流会館	宮前町神前長野15
東本梅保育所	東本梅町東大谷生子田69
東本梅町ふれあいセンター[東本梅営農センター]	東本梅町赤熊蟻間野35-1
大成中学校[体育館]	大井町土田1丁目5-7
大井小学校[体育館]	大井町並河1丁目3-1
大井生涯学習センター	大井町土田2丁目11-20-201
亀岡市立幼稚園	大井町並河検見ヶ上7
千代川小学校[体育館]	千代川町北ノ庄国主ヶ森21
千代川町自治会館	千代川町北ノ庄国主ヶ森19
亀岡川東学園[体育館]	馬路町溝ノ上14-4
馬路生涯学習センター	馬路町流川2-1
馬路文化センター	馬路町小米田45-4
旭コミュニティセンター	旭町年角25
千歳町自治会館	千歳町千歳垣根2-3
さくら公園体育館	千歳町国分後田1
河原林生涯学習センター	河原林町河原尻上六反田9-1
保津小学校[体育館]	保津町構ノ内20
保津町公民館	保津町構ノ内53
保津文化センター	保津町式番11-1
東輝中学校[体育館]	篠町広田3丁目28-1
詳徳中学校[体育館]	篠町柏原中又7
安詳小学校[体育館]	篠町篠中北裏68
詳徳小学校[体育館]	篠町柏原田中3-1
篠公民館	篠町篠中北裏68
東部文化センター	篠町野条イカノ辻南76
東つつじヶ丘ふれあいセンター	東つつじヶ丘都台3丁目6-7
西つつじヶ丘ふれあいセンター	西つつじヶ丘大山台1丁目12-13
つつじヶ丘小学校[体育館]	西つつじヶ丘霧島台1丁目1
南つつじヶ丘コミュニティセンター	南つつじヶ丘大葉台2丁目43-1
南つつじヶ丘小学校[体育館]	南つつじヶ丘大葉台2丁目28-1

「揭示済」

亀岡市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所  
楽天株式会社  
東京都世田谷区玉川1-14-1  
楽天クリムゾンハウス
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類  
京都・亀岡ふるさと力向上寄附金
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
平成29年4月1日から  
平成30年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第75号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託の相手方の名称及び住所  
東京都世田谷区玉川1-14-1  
楽天クリムゾンハウス  
楽天株式会社
- 2 委託した収納事務  
京都・亀岡ふるさと力向上寄附金の収納事務
- 3 委託事務の取扱期間  
平成29年4月1日から  
平成30年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
  - ①京都クレジットサービス株式会社  
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町  
731番地
  - ②京銀カードサービス株式会社  
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町  
731番地
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類  
京都・亀岡ふるさと力向上寄附金

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成29年4月1日から

平成30年3月31日

「揭示済」

---

亀岡市告示第77号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託の相手方の名称及び住所

京都市下京区四条通烏丸西入函谷鉾町

101番地アーバンネット四条烏丸ビル

株式会社エフレジ

2 委託した収納事務

京都・亀岡ふるさと力向上寄附金の収納事務

3 委託事務の取扱期間

平成29年4月1日から

平成30年3月31日

「揭示済」

## 亀岡市告示第78号

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）第13条第2項の規定により、平成29年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 一般廃棄物の処理量の見込み

## (1) ごみ

ア 燃やすごみ	19,465 t / 年 * 1
イ 埋立てごみ	1,340 t / 年 * 2
ウ 粗大ごみ	298 t / 年
エ 資源ごみ	
(ア) カン類	217 t / 年
(イ) ビン類	514 t / 年
(ウ) ペットボトル	117 t / 年
(エ) スプレー缶	21 t / 年
(オ) プラスチック製容器包装	655 t / 年
(カ) 使用済小型家電	5 t / 年
(キ) 使用済乾電池	11 t / 年
(ク) 廃蛍光管	2 t / 年
(ケ) 生ごみ・食用油	11 t / 年
(コ) 新聞・雑誌・段ボール・古布	2,914 t / 年
(2) 犬、猫等の死体	349体 / 年
(3) し尿及び汚泥	
ア し尿	5,347kl / 年
イ 浄化槽汚泥	4,356kl / 年

\* 1 重複カウントになるため、燃やすごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物の見込量及びプラスチック製容器包装の選別残渣の見込量を除いています。

\* 2 重複カウントになるため、埋立てごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物及びカン類・ビン類・プラスチック製容器包装の選別残渣の見込量を除いています。

2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種類及び区分		収集・運搬	中間処理	最終処分	
燃やすごみ	家庭系	(公財) 亀岡市環境事業公社 (委託、以下同じ)	焼却/桜塚クリーンセンター (直営、以下同じ)	残渣埋立/大阪湾広域 臨海環境整備センター神戸 沖埋立処分場及び 大阪沖埋立処分場(委託、 以下同じ)	
	事業系	許可業者※下記のとおり			
埋立てごみ	家庭系	(公財) 亀岡市環境事業公社	/	埋立/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡(直 営、以下同じ)	
		許可業者			
粗大 ごみ	可燃性	家庭系	破碎/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡、 焼却/桜塚クリーンセンター	残渣埋立/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡、 大阪湾広域臨海 環境整備センター神戸沖 埋立処分場及び大阪 沖埋立処分場	
		事業系			許可業者
	不燃性	家庭系	(公財) 亀岡市環境事業公社	資源化/民間処理施 設(委託、以下同じ)	残渣埋立/民間最終処 分場、エコビ <sup>®</sup> ア亀岡
			許可業者		
資源ごみ	カン類	(公財) 亀岡市環境事業公社	選別・圧縮/エコビ <sup>®</sup> ア 亀岡	残渣埋立/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡、 資源化/民間処理 施設	
	ビン類	(公財) 亀岡市環境事業公社	選別/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡	残渣埋立/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡、 資源化/公益財団 法人日本容器包装リサイ クル協会(委託、以下 同じ)・民間処理施設	
	ペットボトル	(公財) 亀岡市環境事業公社	選別・圧縮・梱包/ 民間処理施設	資源化/民間処理施設	
		委託業者			
	スプレー缶	(公財) 亀岡市環境事業公社	選別・圧縮/エコビ <sup>®</sup> ア 亀岡	残渣埋立/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡、 資源化/民間処理 施設	
	プラスチック製 容器包装	(公財) 亀岡市環境事業公社	選別・圧縮・梱包/ 民間処理施設	残渣埋立/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡、 焼却/桜塚クリーンセ ンター、資源化/公益財団 法人日本容器包装リサイ クル協会	
	使用済小型家電	委託業者	/	資源化/民間処理施設	
	使用済乾電池	(公財) 亀岡市環境事業公社	/	資源化/民間処理施設	
	廃蛍光管	委託業者	/	資源化/民間処理施設	
	生ごみ・食用油	民間業者	/	/	
新聞・雑誌・段 ボール・古布	民間業者	/	/		

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項に規定する許可業者〔種別/一般廃棄物(ごみ)〕大田産業㈱、(株)カンポ、南丹清掃㈱、松波商店、安田産業㈱、サカエ産業㈱、(有)丸加清掃、日進浄化槽センター㈱、(有)キンキ、(株)クリーンプラン

(2) し尿及び汚泥

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	(公財)亀岡市環境事業公社、南丹清掃(株)(委託)	脱水/若宮工場(直営)	脱水汚泥及び残渣/民間処理施設
浄化槽汚泥	許可業者※下記のとおり		

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者〔種別/浄化槽汚泥〕南丹清掃(株)、日進浄化槽センター(株)

3 ごみ処理実施計画

(1) 3R型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換【発生段階における対策】

- ① 生活系ごみの発生抑制に向けた取り組み
  - ア あらゆる機会を利用した体系的な啓発・情報提供
  - イ 食品ロスの解消
  - ウ 耐久消費財等の長期使用の実施
  - エ 環境にやさしい賢い買い物の推進
  - オ リサイクルショップ等の活用
  - カ 民間の環境団体の取り組みに対する支援
  - キ 河川漂着ごみ調査の継続実施
- ② 容器包装廃棄物の減量化に向けた取り組み
  - ア マイバッグ運動の推進
  - イ 簡易包装等の推進
  - ウ 環境にやさしい、賢い買い物の推進
  - エ レジ袋協定の締結
- ③ 事業系ごみの発生抑制に向けた取り組み
  - ア 事業系ごみについての指導
  - イ オフィス町内会等の設置の推進
  - ウ ペーパーレス化の推進
  - エ 社員研修等の実施
  - オ リサイクルループの構築
  - カ ごみ処理手数料の見直しの検討
- ④ 環境教育・環境学習の充実に向けた取り組み
  - ア 環境啓発の推進・支援
  - イ ダンボールコンポスト講座等の開催
  - ウ 学習の場の提供
  - エ 小中学校における環境教育の推進
  - オ 就学前教育の充実
  - カ 施設見学会の開催
  - キ 出前タウンミーティングの開催

- ク 自然体験型環境学習事業の推進
- ⑤ 環境リーダー・環境サポーターの育成に向けた取り組み
  - ア グリーンコンシューマー（環境にやさしい賢い買い物をする消費者）の育成
  - イ 環境学習指導員の育成
  - ウ 環境活動団体（NPO）等の支援
- (2) 協力関係の構築による資源循環システムの充実【排出段階における対策】
  - ① 生活系ごみの適正排出に向けた取り組み
    - ア 情報発信の充実による意識啓発
    - イ ごみの分け方・出し方パンフレットの作成・配布
    - ウ ごみステーションへの啓発看板の掲示の推進
    - エ 不動産業者等を通じたパンフレット等の配布
    - オ 不適正ごみへの警告ステッカーの貼付
    - カ クリーン推進員制度の活用
    - キ 環境家計簿の普及拡大
    - ク 各種リーフレット・パンフレットの配布
  - ② 生ごみの減量・資源化に向けた取り組み
    - ア 生ごみ水切りの推進
    - イ 手付かず食品・食べ残しの縮減の推進
    - ウ エコクッキングの推進
    - エ 生ごみの堆肥化の促進及び生ごみ処理機の普及
  - ③ 分別収集の拡充に向けた取り組み
    - ア 資源ごみの更なる分別の徹底
    - イ 分別品目の拡大についての検討
    - ウ 分別精度の向上と資源化の徹底の推進
    - エ 地域におけるごみ分別の取り組み
    - オ 廃棄物処理施設における監視・指導の強化
  - ④ 回収拠点の拡充に向けた取り組み
    - ア 店頭回収・拠点回収の拡充
    - イ 住民団体等による集団回収の拡大
    - ウ 公共施設における拠点回収の拡充
  - ⑤ 事業系ごみの適正排出に向けた取り組み
    - ア 事業所等における環境研修等の実施
    - イ 事業所等への助言・指導の強化
    - ウ 廃棄物処理施設における監視・指導の強化
    - エ 廃棄物処理手数料の適正化
  - ⑥ イベント等による意識啓発の取り組み
    - ア 環境イベント等の開催
    - イ マイバッグ・キャンペーン等の実施



- ウ 環境ポスター・標語等の募集
- エ ごみステーションを活用した意識啓発
- ⑦ ネットワークの構築に向けた取り組み
  - ア 「クリーンかめおか推進会議」の組織拡大
  - イ 環境保全団体等の組織拡大に向けた取り組みに対する支援
  - ウ 地域における集団回収への支援
- ⑧ 環境美化・清掃活動等の推進に向けた取り組み
  - ア 美化活動や環境保全活動の推進
  - イ 地域清掃活動への支援
  - ウ 環境配慮型イベント等の呼び掛け
- ⑨ その他の取り組み
  - ア 剪定枝等の堆肥化の推進
  - イ 指定ごみ袋の容量の検討
  - ウ フリーマーケット等の開催場所の提供
  - エ 亀岡市役所温暖化対策環境マネジメントシステムの推進
  - オ グリーン購入の推進
  - カ エコグッズ等の使用拡大
  - キ 粗大ごみの対象品目及び処理手数料の見直し
  - ク 行政と民間の役割分担の見直し
  - ケ 処理困難物の適正処理の推進
- (3) ごみの適正処理に向けた施設・体制の整備
  - ① 収集・運搬体制の充実にに向けた取り組み
    - ア 生活系ごみの公益法人等による収集・運搬の継続
    - イ ごみ集積所の適切な配置と管理の推進
    - ウ 生活弱者に配慮したごみ処理行政の推進
    - エ エコステーションの指定・登録
    - オ 収集体制等の効率化
    - カ 容器包装廃棄物の分別収集の推進
    - キ 小型家電製品の分別収集の検討
    - ク 低公害車の導入検討
  - ② 中間処理体制の充実にに向けた取り組み
    - ア 中間処理段階における資源回収の推進
    - イ 廃棄物処理施設の適正な運転の推進
    - ウ 中間処理業者（民間）の活用
    - エ 焼却灰のリサイクル（エコセメント化）の検討
    - オ 事業系の一般廃棄物（可燃性）に関する適正処理の推進
  - ③ 最終処分体制の充実にに向けた取り組み
    - ア 第3期大阪湾フェニックス計画への参加

- イ 医王谷エコトピアの適正管理
- ウ 最終処分場の適正な管理（延命化）
- エ 最終処分場の安定的利用の推進
- ④ 既存施設の長寿命化に向けた取り組み
  - ア 桜塚クリーンセンターにおける基幹的設備改良事業等の推進
- ⑤ その他の取り組み（ごみ処理の広域化、進捗状況の点検・評価）
  - ア ごみ処理の広域化についての検討
  - イ ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価
  - ウ 基金・寄附金の有効活用
- (4) 不法投棄対策及び災害廃棄物対策
  - ① 不法投棄対策のための取り組み
    - ア 不法投棄に対する監視活動の強化
    - イ 関係機関との連携強化
    - ウ 不法投棄防止のための啓発活動の推進
  - ② 災害廃棄物対策のための取り組み
    - ア 災害廃棄物処理計画についての点検及び見直し
    - イ 災害廃棄物についての適正処理の実施（発生時）
- (5) 関連施設の概要
  - ① 資源ごみ選別資源化施設（エコトピア亀岡内）
    - 〔形式及び公称能力等〕
    - カン類：磁気式選別機＋プレス機（Cプレス 3.0 t／6h）
    - ビン類：ストックヤード（カレット）208.8m<sup>3</sup>（W24m×L6m×H1.45m）
    - プラスチック製容器包装：ストックヤード 222.39m<sup>2</sup>
    - ペットボトル：ストックヤード 38.91m<sup>2</sup>
    - 使用済小型家電：ストックヤード 32.89m<sup>2</sup>
  - ② 可燃性粗大ごみ破碎処理施設（エコトピア亀岡内）
    - 〔形式及び公称能力等〕
    - 磁気式選別機＋車両型2軸剪断式破碎機（4.9 t／5h）

## 4 収集・運搬計画

種類及び区分			収集・運搬量	収集区域	収集方法	収集回数	搬入先
燃やすごみ	家庭系		12,747 t	市内全域	ステーション	週2回	桜塚クリーンセンター
	事業系		6,486 t		戸別	随時	
埋立てごみ	家庭系		1,133 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (埋立処分場)
粗大ごみ	可燃性	家庭系	129 t	市内全域	戸別	随時	エコトピア亀岡 (破砕処理施設)
	不燃性	家庭系	39 t		戸別	随時	エコトピア亀岡 (保管施設)
資源ごみ	カン類		217 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (資源化施設及び保管施設)
	ビン類		514 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (保管施設)
	ペットボトル		117 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (保管施設)
					拠点	随時	民間処理施設
	スプレー缶		21 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (資源化施設及び保管施設)
	プラスチック製 容器包装		655 t	市内全域	ステーション	週1回	エコトピア亀岡 (保管施設)
	使用済小型家電		5 t	市内全域	拠点	随時	エコトピア亀岡 (保管施設)
	使用済乾電池		11 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (保管施設)
	廃蛍光管		2 t	市内全域	拠点	随時	民間処理施設
	生ごみ・食用油		11 t	—	戸別	随時	民間処理施設
新聞・雑誌・段ボール・古布		2,914 t	—	戸別	随時	資源回収業者施設	

○収集・運搬量は、委託業者及び許可業者による収集量見込の合計である。なお、それ以外に自己による直接持込及び災害搬入・地域清掃に伴う搬入等がある。

## 5 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	桜塚クリーンセンター
	所在地	亀岡市東別院町小泉桜塚6番地の6
	型式	准連続燃焼式
	公称能力	120 t/日 (60 t/炉)
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	12,747 t/年
	許可業者	6,486 t/年
	その他	497 t/年
残渣の量及び処分方法		2,600 t/年 (海面埋立処分)

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入及び粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物の見込量である。

## 6 最終処分計画

## (1) 一般廃棄物

最終処分場の概要	施設名	エコトピア亀岡
	所在地	亀岡市東別院町大野法華1
	埋立面積	13,740㎡
	埋立容量	77,920㎡
	残余容量	43,210㎡
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	1,101 t /年
	許可業者	32 t /年
	その他	226 t /年
年間埋立容量		2,368㎡
埋立計画	埋立区域	山間埋立
	埋立方法	サンドイッチ工法、セル工法の併用

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入、粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物及びカン類・ビン類の選別残渣の見込量である。

## (2) 焼却残渣

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	2,600 t /年

## 7 生活排水処理実施計画

## (1) 生活排水処理計画

区分	処理対象区域	対象人口
公共下水道	亀岡地区（三宅町、東堅町、西堅町、突抜町、横町、古世町・北古世町、京町、呉服町、旅籠町、新町、矢田町、上矢田町・中矢田町・下矢田町、塩屋町、柳町、本町、紺屋町・荒塚町、南郷町、西町、内丸町、追分町、北町、安町・河原町・余部町・宇津根町・北河原町）、大井町、千代川町、篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘、曾我部町、吉川町、蕨田野町の各一部又は全部	72,950人
特定環境保全公共下水道	保津町	1,660人
農業集落排水施設	東本梅町、宮前町、本梅町、西別院町の一部（犬甘野）、旭町、馬路町の一部、千歳町の一部、河原林町	7,481人
小規模集合排水処理施設	東別院町の一部（小泉）	55人
浄化槽	市内全域	5,503人
その他（委託業者）	市内全域	3,990人

(2) し尿・汚泥の処理計画

ア 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集回数	収集方法	収集区域
し尿	委託業者	5,347Kl/年	月1回	戸別	市内全域
浄化槽汚泥	許可業者	4,356Kl/年	随時	戸別	市内全域

イ 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	若宮工場
	所在地	亀岡市大井町並河若宮筋36番地の1
	処理方式	好気性消化処理方式+高度処理
	公称能力	114kl/日
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	5,347kl/年
	許可業者	4,356kl/年
脱水汚泥・残渣の発生量及び処分方法		348 t (京都府南丹市の民間業者に委託)

処理施設の概要	施設名	半国浄化センター(農業集落排水処理施設)
	所在地	亀岡市東本梅町赤熊アリマノ17番地他
	処理方式	オキシデーション・ディッチ方式
	公称能力	306m <sup>3</sup> /日
脱水汚泥の発生量及び処分方法		36 t (京都府南丹市の民間業者に委託)

ウ 最終処分計画

搬入施設	民間処理施設
搬入者	委託業者
搬入量	384 t/年

「揭示済」

亀岡市告示第79号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、粗大ごみに係るごみ処理手数料及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務を別紙のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

会社名等	住 所	電話番号
中井商店	亀岡市余部町古城21番地	22-0012
ファミリーマート亀岡余部町店	亀岡市余部町大塚21番地2	29-1631
本間煙草店	亀岡市余部町中条21番地	22-2839
セブーンイレブン亀岡余部店	亀岡市余部町天神又8-6	22-7665
NPO 法人自立支援センターかめおか太陽共同作業所	亀岡市余部町榎又61番地	25-5399
亀岡メンテナンス㈱	亀岡市荒塚町2丁目4番12号	24-6777
南丹清掃㈱	亀岡市荒塚町2丁目14番10号	22-4488
服部タバコ店	亀岡市荒塚町1丁目5番5号	22-2199
㈱マツモト荒塚店	亀岡市荒塚町鍛冶ヶ嶋6番地	22-8588
畑荒物店	亀岡市内丸町28番地	22-0351
三木たばこ店	亀岡市内丸町2番地	22-2372
リカーショップハラダ	亀岡市宇津根町土井ノ内36番地5	24-2788
加瀬たばこ店	亀岡市追分町八ノ坪9番地9	22-1403
亀岡商業協同組合ふれ愛エコステーション	亀岡市追分町馬場通19番地2 プティ会館2F	22-6161
(同) 西友亀岡店	亀岡市追分町馬場通15番地1	24-0111
ソニーショップムカイデ	亀岡市追分町馬場通20番地13	23-8356
㈲マルセン亀岡駅前店	亀岡市追分町馬場通21番地5	22-0230
ファミリーマート亀岡追分町店	亀岡市追分町藪ノ下11番5	21-1226
㈱ウエダ本社	亀岡市河原町77番地	22-1890
㈱ウエダ家電店	亀岡市河原町200番地16	22-3082
黒田食料品店	亀岡市河原町34番地	22-0122
㈲マルセン河原町店	亀岡市河原町3番地	22-0051
山口電機㈱本店	亀岡市河原町169番地	22-0837
ファミリーマート亀岡河原町店	亀岡市河原町164番地1	29-5036
㈱栄広堂	亀岡市河原町24番地	22-0146
協同組合 亀岡ショッピングセンターアミティ	亀岡市古世町2丁目4番1号	24-1414
ドラッグユタカ亀岡中央店	亀岡市古世町2丁目135番地	22-5009
イオンテール㈱イオン亀岡店	亀岡市古世町西内坪101番地	22-3113
ローソン亀岡駅前店	亀岡市古世町西内坪10番7	22-6051
㈲桂商店本店	亀岡市塩屋町56番地	22-0233
㈱アヤハディオ亀岡店	亀岡市下矢田町3丁目14番1号	25-4646
サークルK亀岡下矢田店	亀岡市下矢田町大末2番10号	29-6301
㈱サンフェステ業務スーパー亀岡店	亀岡市下矢田町2丁目216番6号	21-1780
矢田の里	亀岡市下矢田町君塚16	21-0154
㈲桂商店中矢田店	亀岡市中矢田町岸ノ上3番地3・3番地4合地	22-3044
㈱マツモト中央店	亀岡市西堅町61番地1	24-3811
ローソン亀岡西町店	亀岡市西町41番地	25-5886
ミゾツラ電器	亀岡市旅籠町31番地	22-5856
成田米穀	亀岡市旅籠町32番地	22-0518
神田彰栄堂	亀岡市三宅町1丁目2番2号	24-3720
大道建具店	亀岡市三宅町40番地	22-4792
BEERSおぎた	亀岡市柳町63番地	22-0786
加地荒物店	亀岡市安町24番地37	22-0210
亀岡市役所内母子会売店	亀岡市安町野々神8番地	22-3131(代)
亀岡米穀㈲	亀岡市安町33番地	22-0919

会社名等	住 所	電話番号
株式会社丹和	亀岡市安町17番地	22-4147
株式会社黒川安町店	亀岡市安町52番地	22-0077
マンマル産業株式会社	亀岡市安町25番地	22-0572
株式会社ハートフレンドフレスコ亀岡安町店	亀岡市安町釜ヶ前89	29-6801
フードショップインダ	亀岡市東別院町東掛岩脇4番地	27-2009
東別院町自治会	亀岡市東別院町南掛藤ヶ瀬3番地1	27-2001
中村商店	亀岡市西別院町神地御手洗13番地	27-2521
きく屋	亀岡市西別院町柚原北谷9番地	27-2253
上田食料品店	亀岡市曾我部町穴太裏条2番地	22-5429
ミニストップ亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚54番地	25-4628
福知商店	亀岡市曾我部町犬飼古道11番地6	22-0621
セブン-イレブン亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚22番地1	22-7721
岩本商店	亀岡市曾我部町南条竹谷1番地18	23-4130
オクノ電化	亀岡市曾我部町南条竹谷2番地51	23-6945
木内商店	亀岡市曾我部町南条上河原47番地11	22-0753
ファミリーマート亀岡曾我部町店	亀岡市曾我部町南条屋敷2番地1	24-2302
ローソン京都学園大学前店	亀岡市曾我部町南条上河原12番地12	22-7008
原田商店	亀岡市曾我部町西条下千代8番地1	22-2208
吉川簡易郵便局	亀岡市吉川町穴川堂ノ前1番地	25-2361
吉川町自治会	亀岡市吉川町吉田沢63番地	22-0196
魚繁石野商店	亀岡市蕪田野町太田油田3番地	22-0654
栗山商店	亀岡市蕪田野町奥条門田36番地	23-2076
小瀬甘開堂	亀岡市蕪田野町佐伯浦亦29番地	22-0652
社会福祉法人亀岡福祉会 かめおか作業所	亀岡市蕪田野町佐伯大門30番地1	24-2596
株式会社大多商店	亀岡市蕪田野町佐伯西ノ辻40番地	22-0641
ローソン亀岡ひえだの町店	亀岡市蕪田野町佐伯浦亦15番地1	24-3223
蕪田野町自治会	亀岡市蕪田野町佐伯西ノ辻9番地1	22-3840
本梅町自治会	亀岡市本梅町井手梅原3番地	26-3001
中村商店	亀岡市本梅町中野清水口17番地	26-3088
サークルK亀岡本梅町店	亀岡市本梅町中野大向8-4	26-6031
かね新商店	亀岡市本梅町西加舎佃23番地	26-3012
奥村酒店	亀岡市本梅町東加舎大前後13番地	26-3019
畑野町自治会	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1	28-2752
Yショップ山内商店	亀岡市畑野町広野高橋17番地2	28-3275
社会福祉法人亀岡福祉会 第二かめおか作業所	亀岡市宮前町猪倉城山8番地21	26-5434
宮本酒店	亀岡市宮前町猪倉猪尻11番地2	26-2586
森政商店	亀岡市宮前町神前上段川28番地	26-2199
柿谷食料品店	亀岡市宮前町宮川平岩19番地	26-2569
西田食料品店	亀岡市宮前町宮川西垣内17番地2	26-2028
ファミリーマート亀岡宮前町店	亀岡市宮前町宮川稲荷111-3	26-6055
東本梅町自治会	亀岡市東本梅町赤熊蟻間野35-1	26-2504
コーナン商事株式会社 ホームセンターコーナン亀岡大井店	亀岡市大井町北金岐柿木原4番地1	22-7571
谷村たばこ店	亀岡市大井町土田2丁目12番17号	24-0003
株式会社マツモト大井店	亀岡市大井町土田2丁目15番8号	24-5858
大井町自治会	亀岡市大井町土田2丁目11番20号 110号	22-0157
ミニストップ亀岡大井町土田店	亀岡市大井町土田3丁目5番3号	24-7234
シミズ薬品株式会社ダックス大井店	亀岡市大井町土田3丁目30番1号	29-2624

会社名等	住 所	電話番号
株式会社おくら	亀岡市大井町並河2丁目25番2号	24-4387
ふくしま	亀岡市大井町並河2丁目11番36号	23-9477
全国農業協同組合連合会京都府本部 農業の店亀岡	亀岡市大井町並河2丁目1番6号	25-8020
ファミリーマート亀岡大井町店	亀岡市大井町並河2丁目22番3号	29-5979
セブンイレブン亀岡並河店	亀岡市大井町並河2丁目5番9号	22-7100
株式会社さとう フレッシュバザール亀岡店	亀岡市大井町並河坂井67番地	25-3310
㈲プレミアム セブンイレブン亀岡今津2丁目店	亀岡市千代川町今津2丁目5番10号 108号	25-0696
ドラッグユタカ千代川店	亀岡市千代川町小川1丁目2番地6	24-5088
㈲さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号	22-3123
ぺとる (マツモト千代川店内)	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号	22-4422
株式会社マツモト千代川店	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号	24-8128
永梅商店	亀岡市千代川町小林北ン田63番地	22-5308
株式会社サンフェステ サンフェステ千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田7番地3	22-8176
ファミリーマート亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地2	21-2350
クスリキリン堂亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地14	21-1060
浅田電気商会	亀岡市千代川町千原1丁目3番2号	23-1150
ローソン亀岡千代川店	亀岡市千代川町千原2丁目12番1号	21-2203
美馬たばこ店	亀岡市千代川町千原2丁目10番23号	24-0720
かどや百貨店	亀岡市馬路町住吉15番地6	23-5266
㈲橋本電機	亀岡市馬路町住吉14番地7	22-1135
人見たばこ店	亀岡市馬路町住吉4番地	22-5290
馬路町自治会	亀岡市馬路町流川2番地1	22-0661
中川商店	亀岡市馬路町前ノ側22番地	22-0686
中沢商店	亀岡市馬路町万年42番地5	23-6246
ファミリーマート亀岡馬路町店	亀岡市馬路町砂取24番地2	29-6031
旭町自治会	亀岡市旭町年角25番地	22-5533
川勝商店	亀岡市旭町山ノ神2番地1	24-5440
千歳町自治会	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3	22-0682
主原商店	亀岡市千歳町毘沙門西条15番地	24-3095
河原林町自治会	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地1	22-0120
吉田商店	亀岡市保津町上火無28番地43	24-2021
保津町自治会	亀岡市保津町構ノ内53番地	22-0810
魚政商店	亀岡市保津町宮ノ上18番地	22-0143
株式会社かさや木村商店	亀岡市保津町宮ノ上13番地	22-0323
タケモ(株) タケモ商店	亀岡市保津町沢目52番地	22-0278
セブンイレブン亀岡篠町王子店	亀岡市篠町王子西山5番地1	23-1202
セブンイレブン亀岡篠町馬堀店	亀岡市篠町馬堀広道6番地1	24-2405
スマイリングかめおか	亀岡市篠町馬堀南垣内21番地37 モールショップ馬堀内	24-5065
株式会社マツモトうまほり店	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番地2	23-2266
ローソン亀岡馬堀店	亀岡市篠町馬堀南垣内43番地3	29-2005
株式会社石野商店	亀岡市篠町柏原町頭45番地	22-0746
井内商店	亀岡市篠町篠中北裏65番地	22-0754
くすり光琳	亀岡市篠町篠野田10番地39	22-5586
㈲隅田農園 隅田酒店	亀岡市篠町篠上中筋28番29番合地	22-0116
サークルK亀岡篠町店	亀岡市篠町篠下西裏41番地1	29-5772
サークルK亀岡イトーピア店	亀岡市篠町浄法寺菜萁谷20番地5	22-4546
株式会社スギ薬局ジャパン亀岡店	亀岡市篠町浄法寺松岡23番地3	24-4232



会社名等	住 所	電話番号
ローソン亀岡頼政塚店	亀岡市篠町浄法寺中村2番地1	20-8621
シミズ薬品(株) ダックス亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村3番地1	29-2625
(株)ハートフレンドフレスコ亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村4番地1	29-6661
ローソン亀岡つつじヶ丘店	亀岡市篠町浄法寺墓ノ谷28-1	21-1870
アル・プラザ亀岡	亀岡市篠町野条上又11番地1	25-4111
コーナン商事(株) ホームセンターコーナン亀岡篠店	亀岡市篠町野条井ホラ9番地1	29-6703
竹茂商店	亀岡市篠町広田1丁目13番8号	23-4863
(株)酒井商店広田店	亀岡市篠町広田3丁目7番1号	23-8467
(株)酒井商店見晴店	亀岡市篠町見晴3丁目2番1号	23-8022
かつばや	亀岡市篠町見晴5丁目1番1号	24-1215
山口電機(株) つつじヶ丘支店	亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目3番2号	24-8130
(株)サンフェステ業務スーパー篠店	亀岡市東つつじヶ丘都台1丁目12番1号	29-5686
(有)桂商店西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目5番1号	24-6800
西つつじヶ丘自治会	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号	23-2444
セブン-イレブン亀岡西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目49番2号	22-5520
(有)ハートピアサノ	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目20番4号	23-9996
(株)マツモトピアタウン店	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目44番3号	25-2358
リカーショップ寿屋	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目14番10号	24-8639

「揭示済」

---

 亀岡市告示第80号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

---

 亀岡市告示第81号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 委託する歳入の種類及び受託者

委託する歳入の種類	受託者		
	所在地・住所	団体等名称	職名・氏名
亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）第2条第1項第25号に定める手数料	東京都千代田区一番町25番地	地方公共団体情報システム機構	理事長 吉本 和彦
亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）第2条第1項第29号に定める手数料	東京都千代田区一番町25番地	地方公共団体情報システム機構	理事長 吉本 和彦

## 2 委託期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

「揭示済」

## 亀岡市告示第82号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 委託先

名称	所在地
株式会社 やまざき商店	亀岡市北町19番地
有限会社 さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号
株式会社 南丹社	亀岡市安町小屋場61番地3
BOOKS はあぶ	亀岡市追分町馬場通21番地15
株式会社 エムアンドエムサービス 京都・烟河	亀岡市本梅町平松泥ヶ淵1番地1

## 2 委託した物品売払代金

委託先において販売する次に掲げる冊子の売払代金

「亀岡の行事と行事食」

## 3 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第83号

## 市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。  
その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
04100	夫婦池団地4号線	亀岡市曾我部町南条宮田筋16番93先	
		亀岡市曾我部町南条宮田筋16番19先	
11191	並河蚊又線	亀岡市大井町並河西又37番1先	
		亀岡市余部町蚊又72番2先	
12138	小林下戸2号線	亀岡市千代川町小林下戸9番17先	
		亀岡市千代川町小林下戸9番13先	
12139	小川3丁目1号線	亀岡市千代川町小川3丁目10番43先	
		亀岡市千代川町小川3丁目10番44先	
12140	小川3丁目2号線	亀岡市千代川町小川3丁目13番7先	
		亀岡市千代川町小川3丁目10番20先	

「揭示済」

亀岡市告示第84号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において、平成29年4月1日から平成29年4月17日まで一般の縦覧に供する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
04100	夫婦池団地4号線	亀岡市曾我部町南条宮田筋16番93先	99.50m	5.15m
		亀岡市曾我部町南条宮田筋16番19先		5.25m
11191	並河蚊又線	亀岡市大井町並河西又37番1先	1,200.00m	11.75m
		亀岡市余部町蚊又72番2先		15.25m
12138	小林下戸2号線	亀岡市千代川町小林下戸9番17先	53.32m	6.00m
		亀岡市千代川町小林下戸9番13先		12.00m
12139	小川3丁目1号線	亀岡市千代川町小川3丁目10番43先	306.20m	6.00m
		亀岡市千代川町小川3丁目10番44先		6.50m
12140	小川3丁目2号線	亀岡市千代川町小川3丁目13番7先	94.30m	6.00m
		亀岡市千代川町小川3丁目10番20先		6.00m

「揭示済」

亀岡市告示第85号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成29年4月1日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において、平成29年4月1日から平成

29年4月17日まで一般の縦覧に供する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
04100	夫婦池団地4号線	亀岡市曾我部町南条宮田筋16番93先	99.50m	5.15m
		亀岡市曾我部町南条宮田筋16番19先		5.25m
12138	小林下戸2号線	亀岡市千代川町小林下戸9番17先	53.32m	6.00m
		亀岡市千代川町小林下戸9番13先		12.00m
12139	小川3丁目1号線	亀岡市千代川町小川3丁目10番43先	306.20m	6.00m
		亀岡市千代川町小川3丁目10番44先		6.50m
12140	小川3丁目2号線	亀岡市千代川町小川3丁目13番7先	94.30m	6.00m
		亀岡市千代川町小川3丁目10番20先		6.00m
01308	保津橋追分線	亀岡市追分町下島9番先	368.92m	9.20m
		亀岡市保津町下中島12番の4先		14.00m

「揭示済」

亀岡市告示第86号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
京都市下京区西七条掛越町65番地 公益社団法人京都府獣医師会 会長理事 清水 弘司	狂犬病予防注射済票交付事務手数料

2 委託の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

「揭示済」

---

亀岡市告示第87号

亀岡市高齢者自立生活支援事業実施要綱（平成18年亀岡市告示第53号）の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

題名を次のように改める。

亀岡市寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱

第1条中「各種の自立生活支援事業」を「亀岡市寝具洗濯乾燥消毒事業」に改める。

第2条中「対象となる者」を「対象となるもの」に改める。

第3条を次のように改める。

（事業内容及び利用回数）

第3条 事業内容は、要介護認定等を受け、寝たきり状態や尿失禁により、衛生管理が困難な対象者に対して、寝具の洗濯乾燥消毒サービス又は乾燥消毒サービスを提供するものとする。

2 事業の利用回数は、1人当たり1月1回とし、1回につき掛け布団及び敷き布団各1枚とする。

第5条から第7条までの規定中「亀岡市高齢者自立生活支援事業」を「亀岡市寝具洗濯乾燥消毒事業」に改める。

第8条ただし書を削る。

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

亀岡市寝具洗濯乾燥消毒事業利用申請書

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所 氏名 (電話番号) (対象者との続柄)

亀岡市長 宛

亀岡市寝具洗濯乾燥消毒事業利用決定（却下）通知書

年 月 日

様

年 月 日付けで申請のあった亀岡市寝具洗濯乾燥消毒事業の利用については、次のとおり決定（却下）しましたので通知します。

亀岡市寝具洗濯乾燥消毒事業を利用したいので、次のとおり申請します。

対象者	住所	〒621- 亀岡市			電話番号
	フリガナ氏名	男・女	年 月 日	生 ( 歳)	
緊急連絡先	住所				
	氏名				電話番号
申請理由					

対象者	住所	〒621- 亀岡市			電話番号
	フリガナ氏名	男・女	年 月 日	生 ( 歳)	
利用の可否		決定		却下	
却下の理由					
事業区分					
洗濯乾燥消毒 ・ 乾燥消毒					
注意事項					
利用者負担額は、直接実施機関に支払ってください。					

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

亀岡市寝具洗濯乾燥消毒事業委託書

実施機関

様

亀岡市長

印

亀岡市寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱に基づき、次のとおり委託します。

対象者	住所	〒621- 電話番号 亀岡市		
	フリガナ		男・女	年 月 日生（ 歳）
	氏名			
事業区分	洗濯乾燥消毒 ・ 乾燥消毒			
注意事項	利用者負担額は、直接利用者から支払を受けてください。			

別記第4号様式中「亀岡市高齢者自立生活支援事業」を「亀岡市寝具洗濯乾燥消毒事業」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。



第5号様式（第7条関係）

年 月 日

亀岡市寝具洗濯乾燥消毒事業廃止通知書

実施機関

様

亀岡市長 印

年 月 日付けで委託した亀岡市寝具洗濯乾燥消毒事業については、次のとおり廃止しますので通知します。

対象者	住所	〒621- 電話番号 亀岡市		
	フリガナ		男・女	年 月 日生（ 歳）
	氏名			
事業廃止日	年 月 日			
廃止理由	介護認定（ 年 月 日 認定 要支援 ・要介護 ） 入院等（ 年 月 日 入院・施設入所・その他） 転 出（ 年 月 日 転出先： ） 本人死亡（ 年 月 日） そ の 他（理由： ）			

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月11日

亀岡市長 桂川孝裕

「出雲区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 廣瀬 隆
- 2 変更年月日  
平成29年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月11日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第4区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 伊豆田 兼一
- 2 変更年月日  
平成29年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月11日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町河原尻高野区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 齋藤 容清
- 2 変更年月日  
平成29年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月11日

亀岡市長 桂川孝裕

「池尻区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 人見 實

2 変更年月日

平成29年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月11日

亀岡市長 桂川孝裕

「大井町かすみヶ丘区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 野々口 慶司

2 変更年月日

平成29年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月11日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町森区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 石野 彰一

2 変更年月日

平成29年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月11日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第6区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 岸谷 芳秋

2 変更年月日

平成29年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月11日

亀岡市長 桂川孝裕

「神前区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 森 康平

2 変更年月日

平成29年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月11日

亀岡市長 桂川孝裕

「東堅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山本 勝司

2 変更年月日

平成29年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月11日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第七区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 湯浅 喜久雄

2 変更年月日

平成29年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月11日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町勝林島下島区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 沼田 欣朋

2 変更年月日

平成29年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月13日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町重利区」

1 変更があった事項及び内容

事務所の変更

所在地 亀岡市曾我部町重利軍垂

40番地2

2 変更年月日

平成29年4月13日

3 変更理由

事務所の移転による変更

「揭示済」

## 亀岡市告示第100号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年4月13日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成28年度 第9期分	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成28年度 第9期分	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	平成28年度 第9期分	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成28年度 第9期分	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成28年度 第9期分	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成28年度 第9期分	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	平成28年度 第9期分	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成28年度 第9期分	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成28年度 第9期分	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	平成28年度 第9期分	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成28年度 第9期分	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	平成28年度 第9期分	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	平成28年度 第9期分	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第101号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成29年4月14日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0508-21045

- 1 当該者生年月日  
平成8年5月4日
- 2 保 険 者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日  
平成28年5月10日
- 4 無効になる日  
平成28年11月8日

「揭示済」

亀岡市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月14日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町東町区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 梅原 弘喜
- 2 変更年月日  
平成29年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月14日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮川区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 井内 克久
- 2 変更年月日  
平成29年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月14日

亀岡市長 桂川孝裕

「本梅町グリーンタウン区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 濱 行志

2 変更年月日

平成29年4月2日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月14日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町北区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 橋本 幸夫

2 変更年月日

平成29年4月2日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月14日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町今津区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 佐藤 敏彦

2 変更年月日

平成29年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」



亀岡市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月14日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕪田野町鹿谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 竹岡 敏

2 変更年月日

平成29年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月14日

亀岡市長 桂川孝裕

「学ヶ丘区」

1 変更があった事項及び内容

(1) 主たる事務所の所在地

省略

(2) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 坂口 博實

2 変更年月日

平成29年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第109号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成29年4月14日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀2206-15001

1 当該者生年月日

昭和24年8月11日

2 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

3 交付した日

平成28年4月1日

4 無効になる日

平成29年4月14日

「揭示済」

亀岡市告示第110号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、南丹都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年4月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

亀岡市余部町清水、追分町八ノ坪、中河原、谷筋、一本木及び下島、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、南丹都市計画防火地域及び準防火地域を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年4月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 都市計画の種類

防火地域及び準防火地域

2 都市計画を変更する土地の区域

亀岡市追分町中河原、谷筋、一本木及び下島、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、南丹都市計画地区計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年4月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 都市計画の種類  
地区計画

2 地区計画の名称

亀岡駅北地区地区計画

3 都市計画を定める土地の区域

亀岡市余部町清水、追分町八ノ坪、中河原、谷筋、一本木及び下島、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、南丹都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年4月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 都市計画の種類  
道路

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 3・4・105号 亀岡駅北線

亀岡市追分町一本木及び下島の各一部

(2) 3・5・106号 駅北余部線

亀岡市追分町中河原及び一本木の各一部

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、南丹都市計画公園を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年4月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 都市計画の種類

公園

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 2・2・321号 亀岡駅北1号公園

追加する部分

亀岡市追分町一本木及び下島の各一部

(2) 2・2・322号 亀岡駅北2号公園

追加する部分

亀岡市追分町中河原及び一本木の各一部

- (3) 2・2・323号 亀岡駅北3号公園  
追加する部分  
亀岡市追分町下島
- (4) 2・2・324号 亀岡駅北4号公園  
追加する部分  
亀岡市余部町清水
- (5) 2・2・325号 亀岡駅西公園  
追加する部分  
亀岡市追分町中河原及び一本木の各一部

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第115号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく亀岡市景観計画の一部を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年4月19日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 景観計画の名称  
亀岡市景観計画（平成29年改定）
- 2 景観計画の変更の概要  
都市景観形成地区の区域の変更
- 3 効力の発生する日  
平成29年4月19日

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月19日

亀岡市長 桂川孝裕

「横町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 南 陽太郎
- 2 変更年月日  
平成29年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月19日

亀岡市長 桂川孝裕

「東本梅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 高向 豊

2 変更年月日

平成29年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月19日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕨田野町下佐伯区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 大石 勝行

2 変更年月日

平成29年4月9日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月19日

亀岡市長 桂川孝裕

「本梅町ひらまつ台区」

1 変更があった事項及び内容

(1) 主たる事務所の所在地

省略

(2) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 足立 忠己

2 変更年月日

平成29年4月9日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月19日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町柏原区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中西 隆

2 変更年月日

平成29年4月9日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月19日

亀岡市長 桂川孝裕

「山階区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 人見 敦裕

2 変更年月日

平成29年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月19日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第1区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 松尾 邦夫

2 変更年月日

平成29年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月19日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町小口区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 平野 恒美

2 変更年月日

平成29年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第124号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成29年4月19日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0126-63081

1 当該者生年月日

昭和29年6月23日

2 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

3 交付した日

平成28年4月1日

4 無効になる日

平成29年4月19日

「揭示済」

亀岡市告示第125号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年4月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 住 所 省略

2 氏 名 省略

3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第126号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「東別院町南掛区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中島 次男

2 変更年月日

平成29年4月2日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第127号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町出雲台区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 平野 康夫

2 変更年月日

平成29年4月2日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第128号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「蒔田野町太田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 松井 一行

2 変更年月日

平成29年4月2日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」



亀岡市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「古世町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 村井 久夫

2 変更年月日

平成29年4月16日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「北古世町自治会」

1 変更があった事項及び内容

(1) 主たる事務所の所在地

省略

(2) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山内 正彦

2 変更年月日

平成29年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町北ノ庄区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 俣野 源幸

2 変更年月日

平成29年4月8日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮前町猪倉区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 沖野 正美

2 変更年月日

平成29年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「本梅町中野区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 大西 武司

2 変更年月日

平成29年4月15日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「東本梅町大内区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 宇野 博

2 変更年月日

平成29年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第135号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

「柳町自治会」

1 変更があった事項及び内容

(1) 主たる事務所の所在地

ア 亀岡市柳町14番地1

イ 変更年月日

平成29年4月28日

(2) 代表者の変更

ア 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 野原 通夫

イ 変更年月日

平成29年4月2日

ウ 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

## 亀岡市告示第136号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 委託先

名 称	所在地
一般社団法人 亀岡市観光協会	亀岡市追分町谷筋25番地30

## 2 委託した物品売払代金

委託先において販売する次に掲げる冊子の売払代金  
「亀岡の行事と行事食」

## 3 委託期間

平成29年4月29日から平成30年3月31日まで

「揭示済」

## 訓令

亀岡市訓令第7号

庁中一般

亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱の一部を改正する訓令

亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱（平成17年亀岡市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「都市計画課長」の次に「、桂川・道路整備課長」を加える。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

## 公 告

亀岡市公告第23号

亀岡市の市民意識の高揚と効果的な情報発信を図る上で、市を象徴するにふさわしいものとして、市の魚「アユモドキ」、市の石「桜石」を市議会賛同のもとに制定する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市公告第24号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成29年4月6日

亀岡市長 桂川孝裕

### 1 縦覧期間

平成29年4月6日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第25号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成29年4月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成29年4月20日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第26号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項

の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年4月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 都市計画事業の種類及び名称

南丹都市計画道路事業  
3・4・8号 並河亀岡停車場線  
3・4・26号 並河北河原線

2 施行者の名称

京都府

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市公告第27号

南丹都市計画事業亀岡駅北土地区画整理事業の事業計画（変更）を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告する。

なお、当該事業計画（都市計画において定められた事項を除く。）に意見のある利害関係者は、平成29年5月25日までに亀岡市長に意見書を提出することができる。

平成29年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業の名称  
南丹都市計画事業亀岡駅北土地区画整理事業
- 2 施行者の名称  
亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合
- 3 施行地区の区域  
亀岡市余部町清水、追分町下島、谷筋、一本木、中河原及び八ノ坪、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部
- 4 縦覧期間  
平成29年4月25日から  
平成29年5月11日まで
- 5 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 6 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

## 任免及び辞令

(各 通) 関本孝一  
菱田光紀  
亀岡市監査委員に選任します

中川征男  
亀岡市身体障害者相談員に委嘱します

徳山竜一  
亀岡市政の円滑な推進に資するため地域資源活用によるにぎわい創出等に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します  
任期は平成30年3月31日までとします

山田二郎  
亀岡市観光行政の円滑な推進に資するため亀岡市参与に委嘱します  
任期は平成30年3月31日までとします

岩本在弘  
亀岡市休日急病診療所医師に委嘱します

藤原史博  
亀岡市立幼稚園医に委嘱します

小野恒太郎  
亀岡市立幼稚園歯科医に委嘱します

岩田庄司  
亀岡市立幼稚園薬剤師に委嘱します

調早苗  
亀岡市立本梅保育所嘱託医に委嘱します

吉岡隆行  
亀岡市立東本梅保育所嘱託医に委嘱します

藤原史博  
亀岡市立川東保育所嘱託医に委嘱します

佐藤明美  
亀岡市立中部保育所嘱託医に委嘱します

樋垣泰伸  
亀岡市立東部保育所嘱託医に委嘱します

上原久和  
亀岡市立第六保育所嘱託医に委嘱します

東原博司  
 亀岡市立別院保育所嘱託医に委嘱します

白川和夫  
 亀岡市立保津保育所嘱託医に委嘱します

脇新五  
 亀岡市立本梅保育所嘱託歯科医に委嘱します

上原久晴  
 亀岡市立東本梅保育所嘱託歯科医に委嘱します

坂井知明  
 亀岡市立川東保育所嘱託歯科医に委嘱します

荻野茂  
 亀岡市立中部保育所及び亀岡市立別院保育所嘱託歯科医に委嘱します

植村正敏  
 亀岡市立東部保育所嘱託歯科医に委嘱します

浦田眞幸  
 亀岡市立第六保育所嘱託歯科医に委嘱します

石川清之  
 亀岡市立保津保育所嘱託歯科医に委嘱します

植木孝宜  
 大島知子  
 東原博司  
 佐藤俊之  
 島田稔  
 調幸治  
 調早苗  
 瀬尾博  
 十倉佳史  
 奈良武史  
 温井雅紀  
 三山将成  
 日野原恵子  
 廣野正子  
 桃井満壽子  
 加舎孝啓  
 伊藤令子  
 小早川広恵  
 河原妙子

(各 通)

工藤路子  
 中村隆子  
 廣田紀美子  
 西田智則  
 竹本知子  
 山川昭子  
 米原亨  
 福島達夫  
 吉田龍児  
 浦田眞幸  
 廣瀬裕之  
 安達整実  
 塚原泰宏  
 前田博子  
 松田純子  
 吉田咲稚子  
 中西淳子

(各 通)

亀岡市介護認定審査会委員に委嘱します  
 任期は平成31年3月31日までとします

徳川輝尚  
 中西淳子  
 林太一  
 森戸俊典  
 竹林亜樹  
 大迫徹  
 永井秀之  
 鎌田幸恵  
 瀬尾博  
 寺田直人  
 山内節子  
 日野原恵子  
 湊雅代  
 鎌田雄一郎

(各 通)

亀岡市障害者介護給付費等支給認定審査会委員  
 に委嘱します  
 任期は平成31年3月31日までとします

平成29年4月1日



## 監査委員欄

# 公表

亀岡市監査公表第7号

地方自治法第199条第5項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成29年4月14日

亀岡市監査委員 関本孝一  
亀岡市監査委員 菱田光紀

- 1 監査の種類  
平成29年度随時監査
- 2 監査の対象  
平成28年度末現在における棚卸状況について
  - (1) 上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）
  - (2) 市立病院の医薬品・診療材料
- 3 監査実施日  
平成29年4月6日（木）
- 4 監査の結果  
上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）及び市立病院の医薬品・診療材料の棚卸状況について監査を実施したところ、適正であった。

「揭示済」

## 教育委員会欄

## 告示

亀岡市教育委員会告示第3号

亀岡市文化財保護条例（昭和43年亀岡市条例第43号）第6条第1項の規定に基づき、次に掲げる文化財を亀岡市指定文化財に指定する。

平成29年4月26日

亀岡市教育委員会教育長 田中太郎

名称	員数	種別	所有者	所在地
舟筏無難銘石灯籠	1	有形民俗文化財	宗教法人 桑田神社	亀岡市篠町山本北条 5-1
金刀比羅神社奉納船	2	有形民俗文化財	宗教法人 金刀比羅神社	亀岡市保津町保津山 2-1
保津川船下り操船技術	1	無形民俗文化財	保津川遊船企業組合	亀岡市保津町下中島

「揭示済」

## 任免及び辞令

西垣逸郎  
 亀岡市立亀岡小学校学校医に委嘱します

藤原史博  
 亀岡市立安詳小学校学校医に委嘱します

平田正弘  
 亀岡市立東別院小学校学校医に委嘱します

栗山卓弥  
 亀岡市立西別院小学校学校医に委嘱します

福島達夫  
 亀岡市立曾我部小学校学校医に委嘱します

佐藤俊之  
 亀岡市立吉川小学校学校医に委嘱します

佐藤明美  
 亀岡市立蕨田野小学校学校医に委嘱します

調早苗  
 亀岡市立本梅小学校学校医に委嘱します

佐藤俊之  
 亀岡市立畑野小学校学校医に委嘱します

吉岡隆行  
 亀岡市立青野小学校学校医に委嘱します

東原博司  
 亀岡市立大井小学校学校医に委嘱します

森戸俊典  
 亀岡市立千代川小学校学校医に委嘱します

白川和夫  
 亀岡市立保津小学校学校医に委嘱します

樋垣泰伸  
 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校医に委嘱します

上原久和  
 亀岡市立城西小学校学校医に委嘱します

植木孝宜  
 亀岡市立詳徳小学校学校医に委嘱します

飯野茂  
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校医に委嘱します

飯野讓  
 亀岡市立亀岡中学校学校医に委嘱します

平岡聡  
 亀岡市立別院中学校学校医に委嘱します

吉岡克己  
 亀岡市立南桑中学校学校医に委嘱します

調幸治  
 亀岡市立育親中学校学校医に委嘱します

十倉佳史  
 亀岡市立東輝中学校学校医に委嘱します

文字直  
 亀岡市立大成中学校学校医に委嘱します

加藤啓一郎  
 亀岡市立詳徳中学校学校医に委嘱します

中川裕隆  
 亀岡市立亀岡川東学園学校医に委嘱します

嶋村浩一  
 亀岡市立亀岡小学校学校歯科医に委嘱します

並河治之  
 亀岡市立安詳小学校学校歯科医に委嘱します

前川眞司  
 亀岡市立東別院小学校学校歯科医に委嘱します

脇新五  
 亀岡市立西別院小学校学校歯科医に委嘱します

内藤春夫  
 亀岡市立曾我部小学校学校歯科医に委嘱します

荻野茂  
 亀岡市立吉川小学校学校歯科医に委嘱します

天野浩  
 亀岡市立蕨田野小学校学校歯科医に委嘱します

斎藤義裕  
 亀岡市立本梅小学校学校歯科医に委嘱します

藤田幸彦  
 亀岡市立畑野小学校学校歯科医に委嘱します

細木一成  
 亀岡市立青野小学校学校歯科医に委嘱します

遠坂豊  
 亀岡市立大井小学校学校歯科医に委嘱します

浦田 眞 幸  
 亀岡市立千代川小学校学校歯科医に委嘱します

石川 清 之  
 亀岡市立保津小学校学校歯科医に委嘱します

中村 弘 之  
 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校歯科医に委嘱します

中川 幹 也  
 亀岡市立城西小学校学校歯科医に委嘱します

池田 利 夫  
 亀岡市立詳徳小学校学校歯科医に委嘱します

前田 文 義  
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校歯科医に委嘱します

安井 明 平  
 亀岡市立亀岡中学校学校歯科医に委嘱します

田中 恵 一  
 亀岡市立別院中学校学校歯科医に委嘱します

市川 章  
 亀岡市立南桑中学校学校歯科医に委嘱します

西田 幸 弘  
 亀岡市立育親中学校学校歯科医に委嘱します

中川 博 友  
 亀岡市立東輝中学校学校歯科医に委嘱します

吉田 龍 兒  
 亀岡市立大成中学校学校歯科医に委嘱します

岡本 眞 和  
 亀岡市立詳徳中学校学校歯科医に委嘱します

植村 正 敏  
 亀岡市立亀岡川東学園学校歯科医に委嘱します

栗林 高 宏  
 亀岡市立亀岡小学校学校薬剤師に委嘱します

藤本 亮  
 亀岡市立安詳小学校学校薬剤師に委嘱します

片山 徹  
 亀岡市立東別院小学校学校薬剤師に委嘱します

岩田 庄 司  
 亀岡市立西別院小学校学校薬剤師に委嘱します

浅井 直 子  
 亀岡市立曾我部小学校学校薬剤師に委嘱します

武田 紗代子  
 亀岡市立吉川小学校学校薬剤師に委嘱します

塚原 泰 宏  
 亀岡市立蒔田野小学校学校薬剤師に委嘱します

廣瀬 裕 之  
 亀岡市立本梅小学校学校薬剤師に委嘱します

高本 亜由美  
 亀岡市立畑野小学校学校薬剤師に委嘱します

森 麻由子  
 亀岡市立青野小学校学校薬剤師に委嘱します

中西 暢 之  
 亀岡市立大井小学校学校薬剤師に委嘱します

中川 喜よ美  
 亀岡市立千代川小学校学校薬剤師に委嘱します

澤田 透  
 亀岡市立保津小学校学校薬剤師に委嘱します

能勢 悠 介  
 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校薬剤師に委嘱します

望月 英 孝  
 亀岡市立城西小学校学校薬剤師に委嘱します

薄 刃 晴 彦  
 亀岡市立詳徳小学校学校薬剤師に委嘱します

山口 徳 人  
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校薬剤師に委嘱します

神田 孝 泰  
 亀岡市立亀岡中学校学校薬剤師に委嘱します

浅井 直 子  
 亀岡市立別院中学校学校薬剤師に委嘱します

寺田 希久子  
 亀岡市立南桑中学校学校薬剤師に委嘱します

中村 孝次郎  
 亀岡市立育親中学校学校薬剤師に委嘱します

天野 順 介  
 亀岡市立東輝中学校学校薬剤師に委嘱します

金 沢 有 希  
亀岡市立大成中学校学校薬剤師に委嘱します  
藤 本 亮  
亀岡市立詳徳中学校学校薬剤師に委嘱します  
寺 田 希久子  
亀岡市立亀岡川東学園学校学校薬剤師に委嘱します  
平成29年4月1日

# 選挙管理委員会欄

## 告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第5号

亀岡市昭和池土地改良区総代選挙の期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数は、次のとおりである。

平成29年4月18日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

- 1 選挙の期日 平成29年4月25日
- 2 投票の時間 午後1時から午後4時まで
- 3 選挙すべき総代の数 39人

選挙区	選挙区の区域	総代の数
第1選挙区	亀岡市曾我部町 中 全地区	3人
第2選挙区	〃 寺 〃	8人
第3選挙区	〃 法貴 〃	3人
第4選挙区	〃 犬飼 〃	3人
第5選挙区	〃 南条 〃	6人
第6選挙区	〃 西条 〃	5人
第7選挙区	〃 重利 〃	4人
第8選挙区	〃 穴太 〃	7人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第6号

平成29年4月25日執行の亀岡市昭和池土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成29年4月18日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

1 選挙長

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	多田 三千男
第2選挙区	省略	小塩 正幸
第3選挙区	省略	八木 久男
第4選挙区	省略	八木 義樹
第5選挙区	省略	澤 照和
第6選挙区	省略	原田 克己
第7選挙区	省略	石田 茂雄
第8選挙区	省略	圓山 雅之

2 選挙長職務代理者

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	福知 義秀
第2選挙区	省略	服部 義行
第3選挙区	省略	八木 眞澄
第4選挙区	省略	土岐 隆夫
第5選挙区	省略	松岡 忍
第6選挙区	省略	木内 欣信
第7選挙区	省略	並河 榮一
第8選挙区	省略	中川 清

3 選挙立会人

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	福知 義秀
	省略	多田 彰

第2選挙区	省略	服部 義行
	省略	小谷 重夫
第3選挙区	省略	八木 眞澄
	省略	法貴 保
第4選挙区	省略	土岐 隆夫
	省略	福知 日出男
第5選挙区	省略	松岡 忍
	省略	菱田 芳幸
第6選挙区	省略	木内 欣信
	省略	法貴 成博
第7選挙区	省略	並河 榮一
	省略	若林 平二
第8選挙区	省略	中川 清
	省略	上田 春部

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第7号

平成29年4月25日執行の亀岡市昭和池土地改良区総代選挙における選挙長の執務場所を次のとおり定める。

平成29年4月18日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

亀岡市曾我部町南条北荒水代4番地1  
曾我部町自治会事務所

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第8号

平成29年4月25日執行の亀岡市昭和池土地改良区総代選挙の投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成29年4月18日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

亀岡市昭和池土地改良区総代選挙投票用紙の様式

(表)

亀岡市昭和池土地改良区総代選挙

改	昭	亀
良	和	岡
区	池	市
之	土	
印	地	

(折目)

(裏)

候補者氏名	
	<p style="text-align: center;">○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>

(折目)

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

「揭示済」



亀岡市選挙管理委員会告示第9号

平成29年4月25日執行の亀岡市昭和池土地改良区総代選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成29年4月25日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	前田 泉
	省略	和田 数之
	省略	多田 秀樹
第2選挙区	省略	直木 勲
	省略	三好 裕司
	省略	並河 廣芳
	省略	長野 圭佑
	省略	並河 弘男
	省略	並河 忠平
	省略	西川 壽男
第3選挙区	省略	岩崎 俊明
	省略	江見 政幸
	省略	八田 修好
第4選挙区	省略	上嶋 康利
	省略	石野 次夫
	省略	松本 孝之
第5選挙区	省略	中川 孝英
	省略	赤澤 仁
	省略	竹内 芳夫
	省略	澤 哲弘
	省略	須田 悦道
	省略	俣野 辰男
第6選挙区	省略	六島 則夫
	省略	原田 慎吾
	省略	原田 寿之
第6選挙区	省略	原田 耕二

第6選挙区	省略	原田 弥明
	省略	木内 昭博
第7選挙区	省略	桂 光正
	省略	垣本 郁夫
	省略	近藤 隆夫
	省略	並河 亨
第8選挙区	省略	齋藤 孝章
	省略	小島 武
	省略	小島 義秀
	省略	小島 正明
	省略	上田 直治
	省略	齋藤 重道
	省略	大西 優

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第10号

平成29年4月25日執行の亀岡市昭和池土地改良区総代選挙において当選証書を付与した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成29年4月25日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	前田 泉
	省略	和田 数之
	省略	多田 秀樹
第2選挙区	省略	直木 勲
	省略	三好 裕司
	省略	並河 廣芳
	省略	長野 圭佑
第2選挙区	省略	並河 弘男

第2選挙区	省略	並河忠平
	省略	西川壽男
	省略	岩崎俊明
第3選挙区	省略	江見政幸
	省略	八田修好
	省略	上嶋康利
第4選挙区	省略	石野次夫
	省略	松本孝之
	省略	中川孝英
第5選挙区	省略	赤澤仁
	省略	竹内芳夫
	省略	澤哲弘
	省略	須田悦道
	省略	俣野辰男
	省略	六島則夫
第6選挙区	省略	原田慎吾
	省略	原田寿之
	省略	原田耕二
	省略	原田弥明
	省略	木内昭博
第7選挙区	省略	桂光正
	省略	垣本郁夫
	省略	近藤隆夫
	省略	並河亨
第8選挙区	省略	齋藤孝章
	省略	小島武
	省略	小島義秀
	省略	小島正明
	省略	上田直治
	省略	齋藤重道
	省略	大西優

「揭示済」

## 公平委員会欄

### 規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月1日

亀岡市公平委員会

委員長 小田博子

亀岡市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年亀岡市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

中学校	校長・副校長・教頭
-----	-----------

」

を

「

中学校	校長・副校長・教頭
義務教育学校	校長・副校長・教頭

」

に改め、同表備考中第13項を第14項とし、第5項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 この表中「義務教育学校」とは、亀岡市立義務教育学校設置条例（平成28年亀岡市条例第39号）に規定する機関をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

上下水道部欄

規 程

亀岡市上下水道部処務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第3号

亀岡市上下水道部処務規程等の一部を改正する規程

(亀岡市上下水道部処務規程の一部改正)

第1条 亀岡市上下水道部処務規程(昭和48年亀岡市水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「上下水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

別表第1中

「

総務係 経理係 経営係
給水係 料金係
水道総務係 計画係 施設係 整備管理係
下水道総務係 普及係 施設整備係

」を

「

総務係 水道経営係 下水道経営係
料金係 給排水係
水道総務係 計画係 施設係 整備管理係
下水道総務係 施設整備係

」に改める。

別表第2中

「

お客様サービス課	お客様サービスの充実に関する事。
	給水装置等の使用の開始及び廃止等に関する事。
	量水器の検針及び使用水量の認定に関する事。
	量水器の設置及び取替え、在庫管理に関する事。
	給水装置工事に関する事。
	給水管布設替工事に関する事（水道課所管分を除く）。
	給水管の営繕及び修理に関する事（水道課所管分を除く）。
	指定給水装置工事事業者に関する事。
	簡易専用水道等に関する事。
	水道料金等の調定及び徴収に関する事。
	水道料金等の減免に関する事。
	水道料金等の滞納整理に関する事。
	水道料金等の広報宣伝に関する事。
	水道料金センターに関する事。
	上下水道に係る負担金等の収納に関する事。
	予納金の精算に関する事。
	飲用水安定確保対策事務に関する事。
	専用水道に関する事。
飲用井戸等の衛生対策に関する事。	

」

を

「

お客様サービス課	お客様サービスの充実に関する事。
	給水装置等の使用の開始及び廃止等に関する事。
	量水器の検針及び使用水量の認定に関する事。
	量水器の設置及び取替え、在庫管理に関する事。
	給水装置工事に関する事。
	給水管布設替工事に関する事（水道課所管分を除く。）。
	給水管の営繕及び修理に関する事（水道課所管分を除く。）。
	指定給水装置工事事業者に関する事。
	簡易専用水道等に関する事。
	水道料金等の調定及び徴収に関する事。
	水道料金等の減免に関する事。
	水道料金等の滞納整理に関する事。
	水道料金等の広報宣伝に関する事。
	上下水道お客様センターに関する事。
	上下水道に係る負担金等の収納に関する事。
	予納金の精算に関する事。
	飲用水安定確保対策事務に関する事。
	専用水道に関する事。
	飲用井戸等の衛生対策に関する事。
	下水道に係る開発行為の協議に関する事（下水道課所管分を除く。）。
	下水道事業受益者負担に関する事。
	下水道の建設に関する事（下水道課所管分を除く。）。
	下水道の維持管理に関する事（下水道課所管分を除く。）。
	排水設備及び除害施設の指導監督に関する事。
下水道排水設備指定工事事業者に関する事。	
排水設備工事資金の貸付けに関する事。	
下水道の普及及び促進に関する事。	

」

に、

「

下水道課	下水道事業の調査及び計画に関すること。
	下水道事業の認可に関すること。
	下水道に係る開発行為の協議に関すること。
	下水道台帳に関すること。
	下水道関係諸団体との連絡調整に関すること。
	下水道事業受益者負担に関すること。
	下水道の建設に関すること。
	下水道の維持管理に関すること。
	排水設備及び除害施設の指導監督に関すること。
	下水道排水設備指定工事業者に関すること。
	排水設備工事資金の貸付けに関すること。
	下水道の普及及び促進に関すること。
	年谷浄化センターに関すること。

」

を

「

下水道課	下水道事業の調査及び計画に関すること。
	下水道事業の認可に関すること。
	下水道に係る開発行為の協議に関すること。
	下水道台帳に関すること。
	下水道関係諸団体との連絡調整に関すること。
	下水道の建設に関すること。
	下水道の維持管理に関すること。
	年谷浄化センターに関すること。

」

に改める。

(亀岡市上下水道部決裁規程の一部改正)

第2条 亀岡市上下水道部決裁規程(昭和48年亀岡市水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「上下水道事業管理者」を「管理者」に改め、同条中「上下水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に、「主管次長」を「主管担当部長又は主管次長」に改める。

第11条に次の5号を加える。

- (8) 下水道工事の調査、設計、監督及び検査(別に定めるものを除く。)に関すること(下水道課長所管分を除く。)
- (9) 下水道工事の着手及び中止命令に関すること(下水道課長所管分を除く。)
- (10) 下水道工事の施行通知に関すること(下水道課長所管分を除く。)
- (11) 排水設備工事計画の確認及び設備工事の竣工検査に関すること。
- (12) 下水道事業受益者負担金等の納入通知、督促及び徴収に関すること。

第13条第5号を及び第6号を削る。

別表第2人事に関する事項中

「部長」を「部長、担当部長」に、

「部長、次長、課長、担当課長」を

「部長、担当部長、次長、課長、担当課長」に改める。

別表第2財務に関する事項中「工事」を「工事箇所及び工事目的の定まっている工事」に、「契約」を「契約（調査測量設計委託及び用地取得に係るものを含む。）」に改める。

（亀岡市上下水道部公印規程の一部改正）

第3条 亀岡市上下水道部公印規程（平成8年亀岡市公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「上下水道事業管理者」を「管理者（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。）」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、保管者又は取扱責任者は、その立会いのもとで、公印をしようとする者に押印させることができる。

第6条に次の1項を加える。

3 公印の押印は、保管者の通常の勤務時間内にしなければならない。ただし、保管者が認めた場合は、この限りでない。

別表中

14	亀岡市現金取扱員印	14	直径 15mm	楷書	現金取扱員による水道事業及び下水道事業に係る収納事務専用（携帯専用）	お客様サービス課長	10
					現金取扱員による下水道事業に係る収納事務専用（携帯専用）	下水道課長	2

を

「

14	亀岡市現金取扱員印	14	直径15mm	楷書	現金取扱員による水道事業及び下水道事業に係る収納事務専用（携帯専用）	お客様サービス課長	2
----	-----------	----	--------	----	------------------------------------	-----------	---

」

に改める。

（亀岡市給・排水指定工事業者資格審査委員会規程の一部改正）

第4条 亀岡市給・排水指定工事業者資格審査委員会規程（平成10年亀岡市公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「上下水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

第7条中「、水道課及び下水道課」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市水道料金センター設置規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第4号

亀岡市水道料金センター設置規程の一部を改正する規程

亀岡市水道料金センター設置規程（平成23年亀岡市上下水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市上下水道お客様センター設置規程

本則中「亀岡市水道料金センター」を「亀岡市上下水道お客様センター」に改める。

第1条中「水道使用者等」を「上下水道使用者等」に、「充実を図るため、」を「充実を図ると



ともに、業務を効率的に推進するため」に改める。

第3条第1項ただし書中「上下水道事業管理者（以下「管理者」という）」を「管理者（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ）」に改める。

第4条を次のように改める。

（担任事務）

第4条 センターの担任事務は、次のとおりとする。

- (1) 窓口及び電話受付に関すること。
- (2) 給水装置等の使用開始及び廃止等に関すること。
- (3) 水道メーターの検針及び使用水量の認定に関すること。
- (4) 水道料金、下水道使用料その他の収入金の徴収又は収納及び滞納整理に関すること。
- (5) 給水停止に関すること。
- (6) 給水装置、公共汚水ます及び排水設備に係る申請等の受付等に関すること。
- (7) 給水装置工事事業者及び下水道排水設備指定工事事業者に係る申請等の受付等に関すること。
- (8) 水洗化促進に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事務

第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市上下水道部徴収事務等委託規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第5号

亀岡市上下水道部徴収事務等委託規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部徴収事務等委託規程（平成20年亀岡市上下水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「委託することについて」の次に「、別に定めるもののほか」を加える。

第2条中「規定」を「規程」に改め、同条第2号中「及び水道メーター使用料（以下「水道料金等」という。）の徴収」を「、水道メーター使用料、水道加入金、下水道事業受益者負担金及び手数料等（以下「水道料金等」という。）の徴収又は収納」に改め、同条第3号中「前2号」を「前各号」に、「上下水道事業管理者（以下「管理者」という）」を「管理者（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ）」に改め、同号を同条第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 給水装置並びに公共汚水ます及び排水設備等に関する事務

第5条中「徴収事務」を「徴収事務等」に改め、同条第2号中「徴収事務」を「事務」に改める。

第7条第1項中「徴収事務従事者及び検針事務従事者（以下「徴収事務従事者等」を「徴収事務等の従事者（以下「事務従事者」に改め、同条第2項中「徴収事務従事者等が、徴収事務

従事者等」を「事務従事者が徴収事務等に従事する者」に改める。

第8条第1項中「基づいて次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める従事者証」を「基づき従事者証（別記第1号様式）」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同条第2項中「徴収事務従事者等」を「事務従事者」に改める。

第9条中「徴収事務従事者等」を「事務従事者」に、「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第8条関係）

(表)

亀岡市上下水道部徴収事務等従事者証	
(写真)	No.            氏名  上記の者は、亀岡市上下水道部徴収事務等受託者 住 所 会社名 が選任した徴収事務等の従事者であることを証明する。
年    月    日	
印	

↑ 5.5 cm ↓

← 9.0 cm →

(裏)

注 意

- 1 亀岡市上下水道部徴収事務等委託規程（平成20年亀岡市上下水道事業管理規程第7号）第2条各号に掲げる事務に従事するときは、常に本証を携帯し、納入義務者等から掲示を求められたときは、これを掲示すること。
- 2 本証を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はその記載事項を改ざんしてはならない。
- 3 本証を紛失し、若しくは棄損したとき又はその記載事項に変更があったときは、その理由を付して直ちに届け出ること。
- 4 契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、直ちに本証を返還すること。

別記第2号様式を削り、別記第3号様式を別記第2号様式とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「掲示済」

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第6号

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（昭和57年亀岡市水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「小学校」の次に「義務教育学校」を加える。

別記第1号様式（裏）及び別記第4号様式（裏）中「上下水道部下水道」、「621-0811」及び「北古世町1丁目2番5号」を削る。

別記第5号様式（裏）中「上下水道部下水道」を削る。

別記第7号様式（表）中「上下水道部下水道」及び「北古世町1丁目2番5号」を削る。

別記第18号様式（裏）中「上下水道部下水道」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市水洗便所改造資金融資あっせん審査委員会に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第7号

亀岡市水洗便所改造資金融資あっせん審査委員会に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市水洗便所改造資金融資あっせん審査委員会に関する規程（昭和57年亀岡市水道事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第7条中「下水道課」を「お客様サービス課」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付規程を次のように定める。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第8号

亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、雨水の流出抑制及び資源の有効利用を図るため、雨水貯留施設を設置する者に対し、予算の範囲内において亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「雨水貯留施設」とは、建物の雨どいから雨水を貯留するために当該建物の敷地内に設置する貯留量が100リットル以上の貯留槽及びその附属設備であって、次の各号に定める基準に適合するものをいう。

- (1) 密閉型であること。
- (2) 製品として購入可能なものであること。
- (3) 新たに購入し設置したものであること。
- (4) 展示又は販売（住宅と一体的に販売する場合を含む。）の用に供するために設置したものでないこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に雨水貯留施設を設置する建物を所有し、又は使用（建物の所有者の同意を得た場合に限る。）する個人又は法人であること。
- (2) 市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料（地域下水道使用料含む。）の滞納がないこと。
- (3) 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 他の補助制度を利用して建物を整備する者で、当該補助制度に基づき建物と共に雨

水貯留施設を設置する者でないこと。

(事前相談)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雨水貯留施設の設置前に当該施設に関する相談を下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）と行わなければならない。

2 市長は、前項の相談があった場合、この補助制度の趣旨及び補助金についての説明を行うものとする。

(対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の対象となる経費は、雨水貯留施設（一の建物（複数の建物を所有し、又は使用している場合はいずれか一の建物）につき1基に限る。）の購入に要する経費（配達及び設置に要する費用を除く。消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

- 2 補助金の額は、前項に規定する対象経費の4分の3とし、30,000円を限度とする。
- 3 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 申請者は、亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該雨水貯留施設の購入前に市長に提出しなければならない。

- (1) 建物の所有者を確認できる書類
- (2) 建物の位置図
- (3) 建物の配置図に雨水貯留施設の設置予定箇所を示した図面
- (4) 雨水貯留施設の設置予定箇所の現況写真（設置前の写真）
- (5) 対象経費の額を確認できる書類（見積書、カタログ等）
- (6) 申請者が建物の所有者でない場合は、所有者の同意書
- (7) 申請者の市税完納証明書

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知し、不適当と認めたときは亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第8条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、第6条の申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金変更（中止）承認申請書（別記第4号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しその承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を適当と認めたときは、亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金変更（中止）承認決定通知書（別記第5号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、当該雨水貯留施設の設置後、速やかに亀岡市雨水貯留施設設置事業実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置した雨水貯留施設の領収書の写し
- (2) 雨水貯留施設の設置状況が分かる写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(設置確認及び確定通知)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、設置状況の審査を行い、交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助

金の額を確定し、亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金額確定通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、市長に亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付請求書（別記第8号様式）を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付決定取消通知書（別記第9号様式）により通知するものとし、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(雨水貯留施設の維持管理及び処分制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、設置した雨水貯留施設を常に良好な状態で管理し、雨水の流出抑制及び有効利用に努めなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、当該雨水貯留施設について補助金の交付の日から7年を経過する日までは、市長の承諾を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この規程に定めのない事項については、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）の例によるほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

第2号様式(第7条関係)

亀岡市指令 第 号

(申請者氏名) 様

年 月 日付けで申請のあった亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金につ  
いては、下記の条件を付けて金 円を交付します。

別記第1号様式(第6条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

(申請者) 住所 氏名 (電話番号)

亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付申請書

亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付規程第6条の規定により、亀岡市雨水貯留施設  
設置事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。  
なお、申請に当たり、私の下水道事業受益者負担金及び下水道使用料(地域下水道使用料  
含む。)の納付状況について調査されることに同意します。

記

亀岡市長 団

設置場所	亀岡市
建物の所有者の氏名	
雨水貯留施設のメーカー名、製品名及び容量	
購入予定価格	円
補助金交付申請額 ※	円

※購入価格の4分の3の額(1,000円未満切捨て)とし、30,000円を限度とする。  
添付書類

- (1) 建物の所有者を確認できる書類
- (2) 建物の位置図
- (3) 建物の配置図に雨水貯留施設の設置予定箇所を示した図面
- (4) 雨水貯留施設の配置予定箇所の現況写真(設置前の写真)
- (5) 対象経費の額を確認できる書類(見積書、カタログ等)
- (6) 申請者が建物の所有者でない場合は、所有者の同意書
- (7) 申請者の市税完納証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

記

交付条件

- 1 事業完了期限  
補助事業者は、この通知の日から60日以内かつ、この通知の日以後の最初の3月31日までに補助事業を完了してください。
- 2 実績報告  
補助事業者は、補助事業完了後に速やかに実績報告書を提出してください。
- 3 補助金の確定等  
提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付する補助金の額を確定し通知します。
- 4 補助金交付の日から7年を経過する日まで、市長の承諾を受けずに譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

第3号様式（第7条関係）

亀岡市指令 第 号

年 月 日

(申請者氏名)

様

(宛先) 亀岡市長

(申請者) 住所  
氏名  
(電話番号 )

亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金  
について、亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付規程第7条の規定により、下記のとおり  
交付できませんので通知します。

亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で補助金交付決定の通知を受け  
た雨水貯留施設設置事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、亀岡市雨水貯留  
施設設置事業費補助金交付規程第8条第1項の規定により申請します。

亀岡市長

国

記

交付できない理由

記

1 変更（中止）の理由	
2 変更（中止）の内容	

(教示)

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は下水道事業の管理者の権限を行う亀岡市長となります。）、処分取消しの訴えを提起する審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式 (第8条関係)

亀岡市指令 第 号

(申請者氏名)

様

(宛先) 亀岡市長

(申請者) 住所  
氏名  
(電話番号 )

年 月 日

亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金変更 (中止) 承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった雨水貯留施設設置事業の変更 (中止) については、承認することと決定したので、亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付規程第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

亀岡市長

印

亀岡市雨水貯留施設設置事業実績報告書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定通知のありました上記補助事業を完了しましたので、亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付規程第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

雨水貯留施設設置場所	亀岡市
建物の所有者の氏名	
交付決定金	円
購入価格	円
設置完了日	年 月 日

添付書類

- (1) 設置した雨水貯留施設の領収書の写し
- (2) 雨水貯留施設の設置状況が分かる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類



第8号様式 (第11条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

(申請者) 住所  
氏名 (印)  
(電話番号)

亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付請求書

年 月 日 付 第 号の確定通知に係る亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金について、下記のとおり補助金を請求します。

記

請求金額	円	
振込先	種別	銀行 信用金庫 農協 郵便局
	口座番号	普通・当座
	フリガナ	
	口座名義人	本店 支店

※ 振込先は、申請者と同一名義のものに限ります。

第7号様式 (第10条関係)

第 号  
年 月 日

(申請者) 様

亀岡市長 印

亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金額確定通知書

年 月 日 付 亀岡市指令 第 号で決定した補助金の交付について、下記のとおり亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付規程第10条の規定により通知します。

なお、この通知書に記載された補助金額確定の日から30日以内に補助金交付請求書を提出してください。

記

設置場所	亀岡市
確定後の補助金額	円

第9号様式（第12条関係）

第 年 月 日  
号

様  
(申請者)

亀岡市長 印

亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付額の確定通知をした亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金について、亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付規程第12条の規定により、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

1 交付決定取消額	円
2 取消しの理由	

「揭示済」

# 告示

## 亀岡市上下水道部告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり料金徴収事務等を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託の相手方

大阪市淀川区西中島6丁目8番8号  
第一環境株式会社関西支店

2 委託期間

平成29年4月1日から  
平成34年3月31日まで

「揭示済」

## 亀岡市上下水道部告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり料金収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成29年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託の相手方

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号  
日本橋日銀通りビル5階

地銀ネットワークサービス株式会社  
提携コンビニエンスストア

MMK設置店 暮らしハウス

コミュニティ・ストア サークルK

サンクス スリーエイト スリーエフ

生活彩家 セイコーマート セーブオン

セブン-イレブン デイリーヤマザキ

ニューヤマザキデイリーストア

ハマナスクラブ ファミリーマート

ポプラ ミニストップ

ヤマザキスペシャルパートナーショップ

ヤマザキデイリーストアー ローソン

ローソンストア100

2 委託した収納事務

亀岡市上下水道事業に係る公金（水道料金、簡易水道料金、公共下水道使用料、地域下水道使用料及び水道メーター使用料）のコンビニエンスストア収納事務

3 委託期間

平成29年4月1日から

平成30年3月31日

「揭示済」

## 亀岡市上下水道部告示第5号

亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示

平成29年4月12日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事業者規程第10条の規定により告示する。

記

廃止した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
162	西村水道工事店	西村 悦治	南丹市園部町新町15

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第6号

亀岡市指定給水装置工事業者指定の告示

平成29年4月12日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成29年4月12日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
286	西村水道店	西村 喜人	南丹市園部町新町15

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第7号

亀岡市指定給水装置工事業者指定の告示

平成29年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成29年4月17日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
287	有限会社 K・プレール	代表取締役 秋田 和宣	京都市山科区勸修寺本堂山町5番2

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第8号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

平成29年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成29年4月17日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
290	有限会社 K・プレール	代表取締役 秋田 和宣	京都府京都市山科区 勤修寺本堂山町5番2

「揭示済」

市立病院欄

告示

亀岡市立病院告示第1号

地方自治法第231条の2の規定に基づく、亀岡市病院事業会計規程第28条の規定による指定代理納付者を次のとおり指定したので告示する。

平成29年4月1日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

1 指定代理納付者の名称等

① 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地

京都クレジットサービス株式会社  
代表取締役 大槻隆士

② 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地

京銀カードサービス株式会社  
代表取締役 田中晴男

2 指定代理納付者による納付を認める歳入の範囲

亀岡市立病院における診療に係る使用料及び手数料

3 指定期間

平成29年4月1日から

平成30年3月31日まで

「揭示済」